

第3章 東日本大震災からの復旧・復興に関する取組についての検証のまとめ

(注)第3章に記載する内容は、平成23年10月時点のものであり、また、取組の概要は主たるものをまとめたもので、掲載されたもの以外にも様々な取組がなされました。

1. 緊急時対応体制…………… 50

(1) 文部科学省の体制

① 文部科学省東北地方太平洋沖地震非常災害対策本部

② 文部科学省原子力災害対策支援本部

③ 東日本大震災復旧・復興対策本部

④ 教育復興チーム等

・連絡会議

・教育復興チーム

⑤ 文教施設復興チーム

⑥ 文化復興チーム

⑦ 業務継続体制

・業務継続計画

・職員の安否確認等

・臨時仮眠室の設置等

・建物及び設備の点検

・帰宅困難者の受入れ

・節電対応

・国有財産の無償貸付

・防災備蓄資材の払い出し

・被災地への職員の派遣等に伴う公用車の手配

(2) 政府内の連絡調整

・官邸への職員の派遣について

・官邸への幹部職員の派遣について

(3) 地方公共団体との連絡調整

・被災地への現地リエゾンの派遣

・現地連絡対策室・現地対策本部への職員の派遣

・初等中等教育局リエゾンの配置

・政務三役及び幹部職員等による被災地の視察訪問

・被害状況の把握

2. 被災地・被災者への緊急支援…………… 59

(1) 大学病院への支援

(2) 教育機関等(学校、社会教育施設、青少年教育施設等)における被災者等の受入れ

- (3)被災者に対するボランティア活動への支援
 - ・(独)国立青少年教育振興機構による支援
 - ・学生等ボランティア活動への支援
- (4)「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」の開設等
 - ①「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」の開設
 - ・サイトの概要
 - ・サイトの利用状況及び主な支援の実現例
 - ②「みんなでつくる被災地学校運営支援サイト」の開設
- (5)「東日本大震災特別弔慰金」の創設

3. 学校における教育活動等への支援…………… 6 3

- (1)初等中等教育に関する支援
 - ①被災児童生徒等の受入れ
 - ②教科書の給与等
 - ・転入学した児童生徒への教科書無償給与措置の弾力的運用
 - ・新年度教科書の確実な供給
 - ③就学援助等の取組
 - ④教育課程、課程の修了、卒業認定に係る弾力的対応
 - ⑤子どもたちの心のケア等
 - ・臨床心理士、スクールカウンセラー等の派遣
 - ・リフレッシュ・キャンプの実施
 - ⑥学校給食における取組
 - ・原発事故対応関連
 - ⑦公立学校教職員の加配措置・教職員派遣
 - ・公立学校教職員の加配措置
 - ・公立学校教職員の派遣
 - ⑧教職員支援
 - ・公立学校共済、私立学校共済に関する特別措置等
 - ・教員免許更新制に関する手続きの弾力的運用
 - ⑨防災教育の推進
- (2)大学等の学生等への支援
 - ①教学面での対応
 - ②学生・生徒への配慮
 - ・授業料等減免、奨学金
 - ・留学生支援
 - ③就職活動への支援
- (3)その他
 - ①学校基本調査等

4. 教育施設の復旧・復興への支援…………… 7 3

- (1) 応急危険度判定への協力
- (2) 被災した学校施設の復旧
 - ① 公立学校
 - ② 国立大学等
 - ③ 私立学校
- (3) 学校施設の防災機能の強化
 - ① 震災の被害を踏まえた学校施設の整備等
 - ・ 調査研究
 - ・ 有識者会議
 - ② 公立学校施設の耐震化の推進
 - ③ 国立大学等の防災対策
- (4) 被災した社会教育施設の復旧

5. 科学技術分野の支援…………… 7 7

- (1) 研究活動の継続支援
 - ・ 研究公募期間の延長、研究費繰越対応
 - ・ 研究者・技術者の受入れ・派遣
 - ・ 緊急研究課題の公募・決定
 - ・ 節電対応
 - ・ 科学技術文献データベースの無料提供
 - ・ 海底地震計の設置、海洋調査
- (2) 科学技術を活用した支援
 - ・ 超高速インターネット衛星「きずな」及び技術試験衛星VIII型「きく8号」の活用
 - ・ 陸域観測技術衛星「だいち」の活用

6. 文化・スポーツ分野の支援…………… 8 0

- (1) 文化分野の支援
 - ① 文化施設の復旧
 - ② 文化財の復旧
 - ・ 文化財レスキュー事業
 - ・ 文化財ドクター派遣事業
 - ③ 復旧・復興事業と文化財
 - ・ 埋蔵文化財の取扱い
 - ・ 地域の文化遺産を活用した復興計画の策定
 - ④ 文化の振興を通じた支援
 - ・ 芸術家等の派遣による文化芸術体験事業
 - ・ 地域を元気づける芸術イベントの開催
 - ・ 文化庁長官メッセージの発出

(2)スポーツ分野の支援

- ・短期的な対応
- ・中長期的な対応

7. 原子力災害への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

(1)環境放射線モニタリングの実施

①環境放射線モニタリングをはじめとする各種モニタリングの実施

- ・全国モニタリングポストによるモニタリング
- ・モニタリングカー等を用いた発電所周辺の陸域モニタリング
- ・海域モニタリング
- ・航空機モニタリング

②横断的事項

- ・モニタリング調整会議
- ・情報発信
- ・放射線量等分布マップ

③緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)

(2)児童生徒等が学校において受ける線量低減等

(3)緊急被ばく医療等

- ・緊急被ばく医療の実施・協力
- ・健康相談ホットラインの開設
- ・健康管理調査への協力・支援

(4)原子力損害賠償への対応

- ・原子力損害の範囲の判定等に関する指針の作成
- ・和解の仲介
- ・「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」への対応

(5)科学的知見の活用

- ①除染技術の提供
- ②資機材の提供

第3章 東日本大震災からの復旧・復興に関する取組についての検証まとめ

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>1. 緊急時対応体制</p>	<p>(1) 文部科学省の体制</p> <p>文部科学省東北地方太平洋沖地震非常災害対策本部</p> <p>事務次官を本部長、官房長を副本部長として3月11日に設置され、「災害対策基本法に基づき設置される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部及び関係省庁との連絡、人的及び物的被災状況等の把握、災害応急対策等の総合調整その他の災害応急対策に関する事務を行う」とされている(文部科学省非常災害対策本部設置要領)。</p> <p>対策本部に庶務班を置き、文教施設企画部長の指揮の下に本部の事務を遂行(庶務班長は同部施設企画課長で、同班は大臣官房の総務課、広報室、文教施設企画部、会計課の職員から構成)。</p> <p>本部会合は、3月11日から14日まで5回開催され、主に文部科学省における対応状況の確認、今後の対応について協議。</p> <p>文部科学省東日本大震災復旧・復興対策本部の設置に伴い、4月11日に廃止。</p>	<p>非常災害対策本部と原子力災害対策支援本部が併置したため、情報収集・伝達や指揮命令系統が不明確、重複する事務局の構成員の位置づけが不明確だった。</p> <p>本部長等の省内幹部と事務局の中心となる文教施設企画部との間の物理的な距離により、迅速な情報共有・伝達に苦勞する面があった。非常災害対策本部の設置会場として想定されていた非常災害対策センター(EOC)は、原子力災害対策支援本部が使用することとなったため、事前の訓練なども重ねてきたEOCの代替会場を別途確保する必要が生じた。</p> <p>非常災害対策本部の事務局の構成員が複数の部署にわたっており、相互に連携した十分な対応が困難だった。</p> <p>非常災害対策本部会合とともに政務三役会議等があり、省全体として柔軟に対応できたが、非常災害対策本部等との関係で、その位置づけや相互の関係がわかりにくかった。</p> <p>各部署における緊急時の省内の対応体制など基本的な事項についての認識が薄いため、非常災害対策本部と原子力災害対策支援本部が併置された中、両部の役割や相互の関係がよりわかりにくいものとなった。</p>	<p>複合災害に対応した危機管理体制の見直しが必要。</p> <p>より迅速な情報共有・伝達に資する事務局体制や執務空間・会議室の確保が必要。</p> <p>非常災害対策本部の事務局の構成員である関係局課の職員間の連携を深めるための意識の醸成や定期的な情報の共有が必要。</p> <p>災害の状況に応じて非常災害対策本部の事務の中心を担うべき部署を柔軟に設定したり、震災への対応における政務三役会議のかかわりの明確化などの整理が必要。</p> <p>危機管理に対する職員の意識の向上を図るため、職員向けの啓発活動の充実が必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
1. 緊急時対応体制	(1) 文部科学省の体制		
	<p>文部科学省原子力災害対策支援本部</p> <p>事務次官を本部長、官房長と科学技術・学術政策局長を副本部長として3月11日に設置され、「放射能影響予測等の実施、学校等における防護措置等、事故応急対策に係る関係機関との連絡その他の文部科学省における災害応急対策に関する事務を行う」とされている(文部科学省原子力災害対策支援本部設置要領)。</p> <p>事務局は科学技術・学術政策局原子力安全課。</p> <p>本部会合は、3月11日に開催され、その後文部科学審議官の統括のもと、主に以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県を中心とし、全国で陸海空域モニタリングの実施 ・各種放射線量等分布マップの作成・公表 ・被ばく医療支援 ・各種相談窓口の設置 ・学校等におけるモニタリングや除染の対応への協力 ・国の防災基本計画に基づき、現地対策本部への文部科学省及び関係機関(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構、(財)原子力安全技術センター、(財)日本分析センター)の職員の派遣 	<p>非常災害対策本部と原子力災害対策支援本部が併置したため、情報収集・伝達や指揮命令系統が不明確、重複する事務局の構成員の位置づけが不明確だった。 [再掲]</p> <p>原子力災害対策本部及び同各班の構成員は、その設置要領及び原子力事故・災害時対応マニュアルであらかじめ定められていたが、今回の災害の状況等を踏まえ、別の者が対応にあたるなど、省全体として柔軟に対応できたものの、原子力災害対策支援本部やその事務局との関係で、その位置づけや相互の関係がわかりにくかった。</p> <p>原子力災害に係る課題への対応が長期化するのに伴い、より多くの人員が必要となり、人員の確保が困難だった。</p> <p>被災地に派遣した職員は、震災発生後の大きな混乱の中でモニタリング等に従事したが、その活動のサポートを行う体制が十分に整っていなかった。</p> <p>各部署における緊急時の省内の対応体制など基本的な事項についての認識が薄いため、非常災害対策本部と原子力災害対策支援本部が併置された中、両本部の役割や相互の関係がよりわかりにくいものとなった。 [再掲]</p> <p>災害発生当初、被災地との連絡手段が衛星回線しかなく、円滑に連絡がとれなかった。</p>	<p>複合災害に対応した危機管理体制の見直しが必要。 [再掲]</p> <p>災害の状況に応じて原子力災害対策支援本部の事務局を統括する職員を柔軟に指定したり、各部署等から全省的に職員の応援派遣を行うルールを定めるなど、文部科学省防災業務計画等において新たなルールの整備が必要。</p> <p>長期化を前提とした人員確保体制をあらかじめ決めておくことが必要。</p> <p>派遣職員の活動のサポートを行う体制の整備について検討が必要。</p> <p>危機管理に対する職員の意識の向上を図るため、職員向けの啓発活動の充実が必要。 [再掲]</p> <p>災害発生後も、確実に被災地との連絡がとれる通信手段の確立が必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
1. 緊急時対応体制	(1) 文部科学省の体制		
	<p data-bbox="613 193 927 217">東日本大震災復旧・復興対策本部</p> <p data-bbox="613 240 1077 448">事務次官を本部長、本部長代理を文化庁長官、文部科学審議官、副本部長を官房長として4月11日に設置され、「東日本大震災による被災地の復旧及び復興、並びに被災者の支援に関する事務について、関係府省等との連絡調整及び当該事項に係る文部科学省の施策を総合的に推進する」とされている(文部科学省東日本大震災復旧・復興対策本部の設置について)。</p> <p data-bbox="613 472 1077 600">本部会合は、4月11日に1回開催され、事務局長は官房長、事務局次長は総務課長とし、省内の複数の部局から8名程度の職員が配置された専従班(総括リーダーは大臣官房総務課企画官)のもと、主に以下の取組を実施。</p> <ul data-bbox="636 632 1077 887" style="list-style-type: none"> ・震災対応に係る政務三役・幹部からの指示対応 ・文部科学省関係の被害状況のとりまとめ・公表 ・被害状況及び取組事項に関する国会の関連委員会での報告 ・政府緊急災害対策本部・被災者支援チームとの連絡・調整(Q&A、当面の取組方針のとりまとめなど) ・与野党からの震災対策に関する要望への対応 ・その他震災対応に係る省内関係部局との連絡・調整 <p data-bbox="613 911 1077 1015">なお、国の東日本大震災復興構想会議(4月14日第1回～11月10日第13回)の提言のとりまとめへの対応などについては、省全体の政策的な観点から大臣官房政策課において担当。</p> <p data-bbox="613 1038 1077 1142">7月8日、東日本大震災復旧・復興対策本部は解散し、以降、事務局が担っていた東日本大震災への対応のとりまとめは、基本的に大臣官房政策課が担当。</p>	<p data-bbox="1144 240 1592 368">3月11日の震災発生後、約1ヶ月近く大臣官房における連絡・調整を担う独立した組織がなかったとあり、災害の規模や災害発生後のフェーズの変化に合わせた役割分担など省内の組織体制の見直しが円滑にできなかった。</p>	<p data-bbox="1671 240 2130 368">震災等の非常事態発生時には、可能な限り早いタイミングで、大臣官房に關係局課からの応援を受けた形で省内の対応の連絡・調整を担う部門が設置できるよう、關係局課間での事前の準備・確認が必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
1. 緊急時対応体制	(1) 文部科学省の体制		
	教育復興チーム等		
	<p>【連絡会議】 文部科学審議官をトップとして3月23日に「東日本大震災による被災者の教育支援、教育に関わる生活支援・地域づくり等の観点から、当面、省内における検討体制を設ける」ため、連絡会議を設置。</p> <p>事務局は生涯学習政策局政策課。</p> <p>チーム会合は、3月23日、28日、31日、4月5日の4回開催され、主に教育関係の対応に関する情報の集約及び今後の方針に関する意見交換を実施。</p> <p>【教育復興チーム】 東日本大震災復旧・復興対策本部が設置されたことに伴い、文部科学審議官を総括、総括審議官をリーダーとして4月12日から連絡会議を教育復興チームに変更。</p> <p>事務局は生涯学習政策局政策課。</p> <p>チーム会合は、4月12日、18日、25日、5月9日、16日、23日、6月1日、30日の8回開催され、主に教育関係の対応に関する情報の集約及び今後の方針に関する意見交換を実施。</p>	<p>密接な情報共有等が行えた一方、非常災害対策本部や復旧・復興対策本部などとの関係で、その位置づけや相互の関係がわかりにくかった。</p>	<p>必要な会議や検討チームを立ち上げるにあたっては、省内での役割の明確化とその周知が必要。</p>
文教施設復興チーム			
<p>文部科学審議官を総括、大臣官房文教施設企画部長をチーム長として4月11日に「東日本大震災等により被災した文教施設の復旧・復興を推進する」ため、設置(構成メンバーは、省内の関係課長)。</p> <p>事務局は文教施設企画部施設企画課防災推進室。</p> <p>チーム会合は、4月13日、6月15日の2回、ワーキンググループは、4月21日に1回開催。その他、メール等により災害復旧事業の推進方策等について情報共有を図った。</p>	<p>密接な情報共有等が行えた一方、復旧・復興対策本部や教育復興チームなどとの関係で、その位置づけや相互の関係がわかりにくく、また、課長等幹部による構成になっていても担当者間での情報共有ですむ部分もあった。</p>	<p>チームや会議の趣旨・目的の明確化とそれに応じた機動的でメリハリのある運営の徹底(危機管理・緊急時の対応については、できるだけシンプルな組織体制の構築を目指すことや真に必要なチームや会議の立ち上げに絞る意識の徹底)が必要。</p>	

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>1. 緊急時対応体制</p>	(1) 文部科学省の体制		
	<p>文化復興チーム</p> <p>文化庁長官を総括リーダー、チーム長を次長として4月11日に「東日本大震災による被災地の復旧・復興のため、被災した文化財の保存・修復、文化施設の復旧、芸術文化活動による被災者への支援、電力需給対策、被災地域で復旧・復興活動にあたる各団体との連絡調整及び指導助言等について検討するとともに、これらの取組を推進するため、設置。</p> <p>事務局は文化庁長官官房政策課。</p> <p>チーム会合は、毎週月曜日に開催している庁議(文化庁内の課長級以上が出席)に引き続き、定例的に開催され、主に以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した文化財の保存・修復及び文化施設の復旧のための方策・立案及び調整 ・芸術文化活動による被災者への支援方策の企画・立案及び調整 ・東京電力及び東北電力内における電力需給対策に係る企画・立案及び調整 ・その他、被災地域における文化の復興に関すること 	<p>密接な情報共有等が行えた一方、復旧・復興対策本部や教育復興チームなどとの関係で、その位置づけや相互の関係がわかりにくく、また、定期的な会議の後の情報共有ですむものだった。</p>	<p>チームや会議の趣旨・目的の明確化とそれに応じたメリハリのある運営の徹底(危機管理・緊急時の対応については、できるだけシンプルな組織体制の構築を目指すことや真に必要なチームや会議の立ち上げに絞る意識の徹底)が必要。</p> <p>【再掲】</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
1. 緊急時対応体制	(1) 文部科学省の体制	業務継続体制	
	<p>【業務継続計画】 文部科学省防災業務計画では、文部科学省を含む首都圏が被災した場合、職員及び来訪者等の避難、庁舎施設・設備の安全点検、応急復旧、職員の安否の確認等の応急対応や被災時でも継続すべき通常業務(以下「非常時優先業務」という。)が円滑に実施されるよう、体制の整備を図ることとされ、より具体的な非常時優先業務の体制や内容等については、別に定められる業務継続計画によることとされている。</p> <p>これを受け、文部科学省首都直下地震対応業務継続計画が策定されており、今回も、この業務継続計画を参考に対応。</p> <p>【職員の安否確認等】 3月11日、福利厚生室より各局課へ、文部科学省の業務継続計画に準じて職員安否情報の報告を要請。また、かすみがせき保育室へ、園児及び保育士の安否確認を要請。(保育室については、速やかに全員の安否を確認。)</p> <p>3月11日、福利厚生室より園児の保護者に対し、速やかな園児の引取りを依頼。(19時18分頃、全園児の保護者引取り終了を確認。)</p> <p>3月17日、福利厚生室より各局課へ、被災地や省内で震災対応に従事する職員の体調不良等が判明した場合には、その都度福利厚生室へ報告するよう要請。</p> <p>【臨時仮眠室の設置等】 3月11日、福利厚生室より各局課へ、非常災害対策本部が仮眠室を優先的に利用できること及び診療所は体調不良者が優先的に利用できる旨を周知。</p> <p>3月18日、福利厚生室より各局課へ、3月18日から27日までの間仮眠室にベッドを増設するとともに5F1会議室を臨時仮眠室とする旨を周知。</p> <p>3月25日、福利厚生室より各局課へ、3月27日から4月17日までの間引き続き仮眠室にベッドを増設する旨を周知。</p>	<p>文部科学省首都直下地震対応業務継続計画は、文部科学省が首都直下地震を被災したときに適用し、風水害によって文部科学省が被災した場合にも準用するとされているが、今回のような災害の場合については規定されていない。</p> <p>業務継続計画も、文部科学省防災業務計画と同様、非常災害対策本部と原子力災害対策支援本部という2つの本部が設置された後、両本部が併置することを前提にした視点が欠如していた。</p> <p>防災や災害対応など危機管理に対する認識において課題を残した。</p> <p>震災発生直後、交通機関が麻痺している中で無理に帰宅したことにより、混乱に巻き込まれた職員がいた。</p> <p>連絡がとれない職員がいたこと(休暇中、出張中、電話不通等)、地震発生の翌日及び翌々日が週末であったことなどから、職員全員の安否が確認されたのは、地震発生から3日後の3月14日だった。</p>	<p>首都直下地震のみならず、大規模災害や地震・津波等の自然災害と原子力災害という複合災害に適切に対応しうようするため、業務継続計画において必要となるルールの整備が必要。</p> <p>業務継続計画に関する職員の意識の向上や情報の共有を進めるため、職員向けの啓発活動の充実が必要。</p> <p>危機管理に対する職員の意識の向上を図るため、職員向けの啓発活動の充実が必要。 【再掲】</p> <p>大規模災害が発生したときは、「無理に帰宅しない、帰宅させない」という意識の職員への徹底が必要。</p> <p>公共交通機関の混乱等により、担当職員の不在が想定されるため、担当者間の情報共有が必要。また、各局課からの安否確認報告は、できる限り一定時間おきにとりまとめることが必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
1. 緊急時対応体制	(1) 文部科学省の体制		
	<p>業務継続体制</p> <p>【建物及び設備の点検】 PFI事業者が建物及び設備の点検及び復旧を実施。</p> <p>【帰宅困難者の受入れ】 官邸危機管理センターからの求めに応じ、帰宅困難者の受入施設として文部科学省3階講堂を登録。付近の街頭で文部科学省3階講堂を開放していることを呼びかけ、受入れ。</p> <p>【節電対応】 3月14日以降、昼間における廊下及びエレベータホールの照明の75%消灯、昼間における執務室内窓側・廊下側照明の全消灯、エレベータの稼働数の大幅縮減等について省内に節電の協力依頼。</p> <p>5月13日付けで文部科学省節電対策会議を設置し、節電のための具体的な方策などの検討を行い、文部科学省節電実行計画を策定し実行。</p> <p>【国有財産の無償貸付】 文部科学省所管の国有財産(宿舍・土地等)で無償貸付等が可能なものをリスト化し、被災自治体に情報を提供し、自治体からの要請を受け貸与。</p> <p>【防災備蓄資材の払い出し】 震災の影響により、帰宅困難となった職員や被災地支援のため派遣した職員等に対し、防災備蓄資材の払い出しを実施。</p> <p>【被災地への職員の派遣等に伴う公用車の手配】 職員及び物資(衛星電話機材、放射線量測定機材、食料等)の搬送のため、福島県庁まで公用車を運行。</p>		<p>夏期の電力需給対策については、文部科学省における節電対策を策定・実施する文部科学省節電対策会議をすみやかに立ち上げたことから、その後の取組を円滑に行うことができ、目標を上回る成果を得ることができた。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>1. 緊急時対応体制</p>	<p>(2) 政府内の連絡調整</p> <p>【官邸への職員の派遣について】 3月11日から7月15日まで官邸危機管理センターに官邸リエゾン(連絡要員)として文部科学省からも常駐の担当者を1日交替で派遣し、連絡・調整を実施。</p> <p>【官邸への幹部職員の派遣について】 官邸危機管理センターには、官邸緊急参集チームとして関係省庁から局長・審議官級を派遣し、災害への対応にあたり、各省庁間で横断的な情報共有と連絡・調整などを実施。</p> <p>文部科学省は、当初は帰宅困難者対応がメインと考えられたため、初等中等教育局長、続いて、総括審議官が対応。</p> <p>その後、原子力災害への対応がメインとなり、省内での対応のため担当局長に代わり、本来の職務とは関わりなく、原子力分野に詳しい国際統括官、官房審議官、政策評価審議官、政策課長がローテーションを組んで対応(他省庁はローテーションではなく、基本的に特定の職員が対応)。</p>	<p>官邸リエゾンには省内の各部局から職員が派遣されたが、一部、業務適性の問題や事前説明・引き継ぎが不十分で、迅速かつ正確な連絡・調整が困難だった。</p> <p>省内の原子力災害対策支援本部の事務局長である担当局長が官邸危機管理センターに継続して常駐することは現実的ではなく、全省的な体制の中での柔軟な対応として評価しうる一方、その時々職員個人や当該職員の本来業務の繁忙の状況等に依存せざるを得なかった。</p>	<p>官邸リエゾンについては、今回の実績も踏まえ、最低限の業務遂行上のルールや留意点をまとめ、共有するとともに、適切な人選及び派遣にあたっての事前説明の徹底が必要。</p> <p>幹部職員の官邸への派遣については、担当局長等が対応できないことに備えたルールづくりの検討が必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>1. 緊急時対応体制</p>	<p>(3) 地方公共団体との連絡調整</p> <p>【被災地への現地リエゾンの派遣】 被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の県教育委員会に現地リエゾンとして職員を各1名派遣し、情報収集や被災地のニーズの把握等を実施。</p> <p>【現地連絡対策室・現地对策本部への職員の派遣】 被災3県の政府の現地連絡対策室(岩手・福島県内)及び現地对策本部(宮城県内)には文部科学省から職員をローテーションを組んで派遣し、情報収集や被災地のニーズの把握等を実施。</p> <p>【初等中等教育局リエゾンの配置】 初等中等教育局においては、局内の職員3名を被災3県を担当するリエゾンとして配置し、担当地区の情報の収集や被災地からの要望等に対して局内外の関係課との調整、アドバイスなどを実施。</p> <p>【政務三役及び幹部職員等による被災地の視察訪問】 政務三役及び幹部職員等による被災地の視察訪問を実施。</p> <p>【被害状況の把握】 関係教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。</p> <p>省内の各部局において、関係機関の被害状況、対応状況等に係る情報を収集。</p> <p>人的被害及び物的被害の被害状況等をとりまとめ、すみやかに公表(当初から4月5日まで1日数回、その後1日1回)。</p>	<p>災害発生直後から通信・交通手段の喪失等により、連絡がとれない自治体や関係機関等が発生し、被害状況の把握などの迅速かつ正確な情報の収集や伝達などに支障が生じた。</p> <p>現地リエゾンについては、その必要性の判断や自治体との調整等を責任を持って担う部署が当初明確でなく動きにくい面があったり、その存在が省内で必ずしも十分に周知されていなかった。</p> <p>現地对策本部等への派遣職員については、文部科学省から文教施設企画部の職員を中心に派遣していたが、当該職員の担当分野以外の対応に苦慮する面もあり、1週間交替であるため、被災自治体との人間関係の構築も困難で、本音の情報収集が困難だった。</p> <p>被災地に派遣した職員は、震災発生後の大きな混乱の中でモニタリング等に従事したが、その活動のサポートを行う体制が十分に整っていないかった。</p> <p>被災地の視察訪問は実情を踏まえた取組を進める上で重要だが、被災地の教育委員会等は移動手段の確保、案内、関係自治体や学校との調整など相応の準備・対応が必要となり、できる限り負担の少ない運用に課題。</p> <p>災害発生直後の混乱の中で、省内の各部局から担当分野に対応した調査項目・様式により、調査依頼、集約がなされ、被災自治体にも負担をかけた。</p>	<p>災害発生後、通常の連絡ルートが使えない場合を想定した情報収集・伝達ルートや手段の確保に努めることが必要。</p> <p>現地リエゾンについては、今回の実績も踏まえ、派遣にあたっての事前説明の徹底や職員への周知の一層の徹底とともに、各部局の連携のもと、情報の集約とサポートを一元的に行う省内の仕組みが必要。</p> <p>現地对策本部等への派遣職員については、今回の実績も踏まえ、適切な派遣期間の設定、派遣にあたっての事前説明の徹底や職員への周知の一層の徹底とともに、各部局との連携のもと、情報の集約とサポートを一元的に行う省内の仕組みが必要。</p> <p>派遣職員の活動のサポートを行う体制の整備について検討が必要。</p> <p>政務三役や幹部職員等の視察訪問について、非常災害対策本部など全省的な場において現地に過度の負担をかけないような調整が必要。</p> <p>被害情報の迅速かつ正確な情報収集を可能とするため、あらかじめ収集様式データの統一化や調査の実施に当たって必要となる定義の確認が必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>2. 被災地・被災者への緊急支援</p>	<p>(1) 大学病院への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3月11日、厚生労働省からの要請を受け、各大学病院へ災害医療派遣チーム(DMAT)の派遣を要請。最大時(3月13日)には、57大学から346名を派遣。 ○ 3月11日以降断続的に、各大学病院へ、被災した大学病院に対する物資支援の協力や医師・看護師・放射線測定者等の派遣を要請。 <ul style="list-style-type: none"> ・支援物資 : 水、医薬品、患者給食や職員のための乾燥米飯等の食料、重油・ガソリン等 ・医師・看護師・放射線測定者等派遣人数 : 延べ6,080名(国立:3,048、公立:498、私立:2,534名〔10月11日現在〕) (大学単独での派遣はもとより、複数大学が連携したりリレー方式による継続的な支援も実施。) ○ 3月21日から4月4日にかけて、被災大学病院(福島県立医科大学)に職員を派遣し現地調査及び文部科学省との連絡調整を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災発生直後において、交通の断絶のため、支援物資を迅速に被災地の大学病院に届けられなかった事例があった。 ○ 震災による物流の停滞により、東北6県の大学病院において、水、薬剤、患者給食、燃料等が不足した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各大学病院の地理的条件・医療機能等に応じ、以下の点について、各病院ごとに検討が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ①施設・設備の整備 建物の耐震化、自家発電装置の整備、物資の備蓄 ②災害時における医療システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・医療連携、患者搬送経路の確認など、地域医療機関等との連携体制の構築 ・医師等の派遣体制の構築 ③災害に対応できる医療人材の養成と体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・災害、被災医療に対応できる人材の養成 ・災害を想定した訓練の実施や対応マニュアルの整備 ○ 被害状況が激しかった地域だけでなく、その周辺の大学病院に対する支援も必要。 ○ 大学病院間のネットワークの活用は、震災発生後、初期段階からの迅速な医師派遣、物資支援等を行う上で効果的。

大項目	取組の概要	課題	教訓
2. 被災地・被災者への緊急支援	<p>(2)教育機関等(学校、社会教育施設、青少年教育施設等)における被災者等の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (独)国立女性教育会館、(独)国立青少年教育振興機構において、震災発生直後の帰宅困難者の受入れ、被災者等の受入れ、利用者への支援を実施。 ○ 各大学における帰宅困難者の受入れ、被災者等の受入れを実施。 ○ (独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会所管の各施設において、震災発生直後の帰宅困難者の受入れを実施。 ○ 被災地の自治体や自衛隊からの要請を受け、(独)国立青少年教育振興機構の各地の国立青少年教育施設を、被災者等の受入れ(11施設で延べ56,167名を受入れ)や被災地支援のために派遣された自衛隊の補給・休息基地として提供(延べ25,927名を受入れ)。(平成23年9月13日をもって全ての受入れ終了) ○ このほか、多数の学校や社会教育施設(社会体育施設や青少年教育施設を含む)を避難所として活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の所管施設として、直ちに被災者等の受入れを実施したが、受入れにかかる費用の捻出が困難だった。 ○ 被災者等の受入れについて、官邸、現地対策本部、地方公共団体等それぞれから独自に指示・依頼があり、対応に時間がかかった。 ○ 学校が避難所になった際、教員の負担が極めて大きかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の被災者等の受入れなどの対応について、国の所管施設の役割を費用負担も含めて国と地方公共団体の間で明確にすることが必要。 ○ 国、地方公共団体等が避難者の受入れに関する趣旨の指示・依頼を行うにあたっては、あらかじめ相互の情報共有に努めることが必要。 ○ 各地の国立青少年教育施設の大規模な宿泊機能、青少年教育に関するノウハウ及び関係機関とのネットワーク等の活用は、円滑な被災者等の受入れを行う上で効果的。 ○ 教員の役割を含め、学校が避難所になった際の対応の在り方について検討し、関係者の十分な認識共有を図ることが必要。
	<p>(3)被災者に対するボランティア活動への支援</p> <p>【(独)国立青少年教育振興機構による支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア団体とも連携し、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいてボランティアコーディネーター研修や学生等を対象とした「緊急青年ボランティアミーティング」等を実施するとともに、各地の国立青少年教育施設においても研修会等を実施。 ○ 国立青少年教育施設(国立花山青少年自然の家(宮城県栗原市))を、被災地のボランティアの休息拠点やボランティア団体の研修場所として提供。 <p>【学生等ボランティア活動への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 4月1日、各大学等に対し、学生等のボランティア活動のための修学上の配慮、安全確保及び情報提供を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各国立青少年教育施設においては、従来から災害に関するボランティア団体との連携が希薄であり、また、緊急の対応に十分な準備期間がとれなかったため、ボランティア団体等への周知が不十分だった。 ○ ボランティアが被災地において実際にどのように活動すればよいのか戸惑い、支援が必ずしも円滑に進まない場合があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平時から、全国各地のボランティア団体等との連携を図りつつ事業を実施するなど緊密な関係を築いておくことが必要。 ○ ボランティアに対する、実践的な研修の実施など実際の支援活動を意識した研修の機会を充実することが必要。 ○ 引き続き通知の趣旨について周知徹底することが必要。

大項目	取組の概要	課題	教訓
2. 被災地・被災者への緊急支援	(4)「東日本大震災・子どもの支援ポータルサイト」の開設等		
	①「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」の開設		
	<p>【サイトの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの学びに関する被災者のニーズと全国(海外からも含む)からの提供可能な支援を相互に一覧し、両者のマッチングを支援する「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」を、4月1日、民間企業との協働により開設。 ○ 掲載内容は、学用品や備品、一般図書等の物的支援のほか、ボランティア、スクールカウンセラー等の派遣を含めた人的支援等。 ○ インターネット環境にない被災地の状況等を踏まえ、電話による登録受付を開始するとともに、QRコード入り広報用ビラ・ポスターを作成・配布。 ○ 「サマーキャンプ」「奨学金」「復興への歩み」等の特設ページを順次作成。 <p>【サイトの利用状況及び主な支援の実現例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用状況(10月7日現在) <ul style="list-style-type: none"> ・累計ページ閲覧回数:約92万ページ ・支援の提案数:838件、支援の要請数:299件 ・マッチング数(延べ):1,210件 ○ 主な支援の実現例 学校再開のための机・椅子、部活動のためのヨット・吹奏楽器、ノート・鉛筆等の学用品、スクールバス、扇風機、ひんやりタオル、各種ボランティア活動、イベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○ サイト開設当初は、サイトの周知不足、インターネット環境の未整備等により、支援要請が少なかった。 ○ 人的支援については、サイト掲載情報のみでは受け入れが進みにくく、物的支援に比べてマッチングが困難だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省内職員が被災地へ出張する際は広報用ビラを持参するなど、省全体での広報が必要。 ○ 人的支援については、支援を必要とする側が受け入れを希望するかどうか判断できるよう、支援を提供する側の掲載事項等について配慮が必要。 ○ 平時から外部団体とのネットワークの構築が必要。 ○ 県レベルで学校等の状況の把握が困難な場合における被災地のニーズが把握できるよう、関係団体との連携も含め、学校→市町村教育委員会→県教育委員会→文部科学省という情報伝達ルートを補完する仕組みが必要。 ○ 官民協働の試みは迅速にサイトを構築する上で効果的。(民間によるシステムの提供など) ○ 民間のマッチングサイトも存在するが、文部科学省によるサイトの運営は、学校や教育委員会としても利用しやすいとの声があるなど効果的。 ○ 内閣官房ボランティア連携室が民間と協働して立ち上げた被災者支援サイト「助け合いジャパン」と相互リンクを張ったほか、ラジオ・TV等のメディアでポータルサイトの取組みが報道されたのは、サイトの周知・利用促進の上で効果的。
	②「みんなで作る被災地学校運営支援サイト」の開設		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立教育政策研究所において、被災地の教育活動の復興を支援するため、被災地で必要となり得る学校教育の実施運営上の工夫などについて、教育関係者の知識と経験を共有する「みんなで作る被災地学校運営支援サイト」を、4月8日、国立情報学研究所との協働により開設。 ○ サイトは、 <ul style="list-style-type: none"> ・過去の被災地における教育活動の工夫事例や、様々な教育条件下(例:小規模校・へき地校)での教育活動の事例を収集・整理した事例集 ・教育関係者による書き込みや情報交換のための掲示板 から構成。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ サイト開設当初、文部科学省ホームページや「東日本大震災子どもの学び支援ポータルサイト」などと十分な連携をとることができなかった。 ○ インターネット環境にない被災地を考慮し、携帯電話からのアクセスを可能としていたが、その周知が不十分だった。 ○ 教育関係者からの情報提供は、研究所内担当者へのメールによるものが多く、掲示板への直接の書き込みが進まなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立教育政策研究所と文部科学省との緊密な連携が必要。 ○ 他機関との連携やクラウドサービスの積極的な活用は迅速なサイト開設の上で効果的。 ○ サイトの十分な周知及び教育関係者が利用・書き込みしやすい機能・デザイン等の配慮が必要。 	

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>2. 被災地・被災者への緊急支援</p>	<p>(5)「東日本大震災特別弔慰金」の創設</p> <p>○ (独)日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付制度について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令において多数の住民が被害を受ける非常災害による場合は、災害共済給付を行わないとされている。</p> <p>しかし、震災被害の大きさや被災地からの要望等を踏まえ、省内検討及び財務省との協議を経て、今回は通常の災害共済給付とは異なる新たな仕組みを構築し、弔慰金を給付。</p> <p>○ 平成23年7月から支給手続きを開始。</p>	<p>○ 非常災害により不給付となる前例のない事態であるとともに、現行制度にない給付を創設することとなったため、新たな仕組みの検討及び調整に時間がかかった。</p>	<p>○ 新たな仕組みの検討・実施にあたっては、(独)日本スポーツ振興センターと文部科学省とが緊密に連携し、同センターの災害共済給付のノウハウや教育委員会等とのネットワークの活用が必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>3. 学校における教育活動等への支援</p>	(1) 初等中等教育に関する支援		
	<p>被災児童生徒等の受入れ</p> <p>3月14日、被災児童生徒等の就学機会の確保等について各教育委員会へ通知し、児童生徒等の受入れについて、弾力的な対応を要請。</p> <p>3月24日、被災児童生徒等の公立学校への弾力的な受入れに関するQ & Aについて各教育委員会へ連絡(以後、適時更新)。</p> <p>3月24日、初等中等教育局メールマガジン(臨時号)において、関連情報(発出した通知、各教育委員会における受入れ情報掲載ページへのリンク等)を配信(以後、情報を追加・更新の上、随時配信)。</p> <p>被災児童生徒等の全国の学校における受入れ状況について調査し、結果を公表(5月1日現在、9月1日現在等)。</p> <p>4月7日、被災地で授業を再開できない小中学校が他の学校等の施設を利用する際等の手続き等について、各教育委員会へ連絡。</p> <p>4月13日及び6月20日、被災地から受け入れた児童生徒について、心のケアや指導上の工夫を行い、いじめなどの問題を許さず、学校生活への適応を図れるよう必要な指導を行うなど特段の配慮を行うよう、各教育委員会へ要請。</p> <p>8月31日、被災児童生徒等に関する平成24年度以降の就学事務処理上の留意点等について各教育委員会へ連絡。</p> <p>4月6日、内閣総理大臣及び文部科学大臣から全国の児童生徒及び学校関係者に対してメッセージ「新学期を迎える皆さんへ」を发出。</p>	<p>児童生徒の就学機会の確保のため、迅速かつ柔軟な対応が求められた。</p>	<p>被災児童生徒の就学機会の確保等について各教育委員会へ迅速に通知したのは、各学校等が円滑な対応を行う上で効果的。</p> <p>被災児童生徒等の公立学校への弾力的な受入れについて、通知の発出に加え、具体的論点をQ & A形式にして作成し、周知したのは、具体的な受入れの在り方を周知する上で効果的。</p> <p>通常月2回の配信を行っている初等中等教育局メールマガジンについて臨時号を随時配信したのは、必要な情報を随時提供する観点から効果的。</p> <p>また、避難所にいる児童生徒・保護者向けに、文部科学省の携帯版ウェブサイトにて転学に関する各教育委員会の窓口の連絡先を掲載し、携帯電話からでも容易なアクセスを可能としたの的も確かな情報提供の観点から効果的。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
3. 学校における教育活動等への支援	(1) 初等中等教育に関する支援		
	教科書の給与等		
	<p>【転入学した児童生徒への教科書無償給与措置の弾力的運用】 3月14日、転学に伴う無償給与の際必要となる教科書給与証明書がなくとも可能とするなど、教科書無償給与措置を弾力的に運用する旨を各教育委員会へ連絡。</p> <p>【新年度教科書の確実な供給】 3月12日、(社)教科書協会、(社)全国教科書供給協会に対し、教科書供給業者の被害状況の確認や教科書の確保・増刷等について要請。</p> <p>4月6日、上記要請に対する回答等を踏まえ、被災地の学校再開の際教科書が確実に供給されること等について、各教育委員会へ連絡。</p>	<p>一部の地域では、学校への教科書の給与の取扱いに係る伝達が不十分な場合があった。</p>	<p>連絡文書等の趣旨が正確に伝わるよう、必要に応じて電話やメール等で担当者に直接説明するなど、被災地の状況に応じた周知が必要。</p> <p>平時から学校と教科書供給会社が密に連絡を取り合っていたことは、迅速な教科書の被害冊数や供給上の課題の把握及び教科書の供給を行う上で効果的。</p> <p>震災直後から教科書関係団体と密に連携し、被害見込冊数での増刷や通常の担当区域外での教科書の供給を求めたことは、新年度の授業開始に対応した円滑な教科書の供給を行う上で効果的。</p>
	就学援助等の取組		
	<p>3月14日、就学援助・奨学金に係る弾力的な対応について、各都道府県へ要請。</p> <p>4月22日、被災地の通学手段の確保に係る支援策について各教育委員会へ連絡。</p> <p>6月30日、文部科学省「東日本大震災子ども学び支援ポータルサイト」内に「奨学金関連情報ページ」を開設して、関連情報一覧を掲載。</p> <p>平成23年度第1次補正予算において被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を措置(8月1日に第1回目の支払いを実施)。</p>	<p>自治体からの当初の要望に基づいて対応した後、要望の変化に伴う新たな要望への対応が円滑にできなかった。</p> <p>自治体自体が被災して担当者が不在となり、事業の活用方策のきめ細かい周知が円滑に進まなかった。</p>	<p>制度を所管する関係局課間において、平時からの連携が必要。</p> <p>事業の実施にあたっては、各自治体において議会の承認を得る必要があるため、各自治体の議会日程を十分に踏まえた対応が必要。</p> <p>就学支援に係る既存制度を活用したのは、自治体においても大きな混乱がなく、迅速な対応につなげる上で効果的。</p>
教育課程、課程の修了、卒業認定に係る弾力的対応			
<p>3月14日、課程の修了・卒業の認定や補充のための授業等の実施に係る弾力的な対応について各教育委員会に要請。</p> <p>3月25日、教育課程編成上の留意点について各教育委員会に連絡。</p> <p>4月6日、被災地の高等学校における通信の方法を用いた教育による単位認定について、教育課程特例校制度を活用して実施可能である旨を各教育委員会へ連絡。</p>	<p>震災発生が3月の年度末であり、年度始まりを迎え、教育課程の修了・卒業認定などについての取扱いを速やかに示すことが求められた。</p>	<p>震災発生当初は、一覽性の観点から、新潟県中越地震等の際の取組を参考に周知すべき内容を省内でまとめて各教育委員会に連絡し、その後は迅速性の観点から各局課でそれぞれ対応することとなった。状況に応じ、柔軟な連絡方法をとることが必要。</p>	

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>3. 学校における教育活動等への支援</p>	<p>(1) 初等中等教育に関する支援</p> <p>子どもたちの心のケア等</p> <p>【臨床心理士、スクールカウンセラー等の派遣】 3月17日、平成22年度「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」を活用し被災地へ臨床心理士等を派遣。</p> <p>3月14日、児童生徒の心のケアを含む健康相談等の充実について、臨時的健康診断の実施や児童生徒の心の健康問題に適切に取り組むよう、各教育委員会へ要請。</p> <p>4月1日から、平成22年度に作成した指導参考資料「子どもの心のケアのために」を増刷し、各県へ発送。</p> <p>平成23年度第1次補正予算において被災地等の学校にスクールカウンセラー等を派遣する「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を実施。</p> <p>「被災地の子どもに対するこれからの心のケア等の取組を考える協議会」を開催。</p> <p>【リフレッシュ・キャンプの実施】 文部科学省及び(独)国立青少年教育振興機構が、ココ・コーラの協賛を得て、福島県の児童生徒の心身の健全育成及びリフレッシュを図るため、3泊4日で、外遊び、スポーツ及び自然体験活動ができる機会を提供する「リフレッシュ・キャンプ」を計18回実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所: 国立那須甲子青少年自然の家及び国立磐梯青少年交流の家 ・参加人数: 約4,000名 ・その他: (独)日本スポーツ振興センター及び(社)日本アスリート会議の協力の下、18回全てのコースにトップアスリートを派遣。 <p>夏季の「リフレッシュ・キャンプ」の成果を踏まえ(独)国立青少年教育振興機構では、岩手県・宮城県・福島県に所在する4つの国立青少年教育施設において、同県の子どもたちを対象とした「リフレッシュ・キャンプ(オータム)」を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所: 国立岩手山青少年交流の家、国立花山青少年自然の家、国立磐梯青少年交流の家、国立那須甲子青少年自然の家 ・参加人数: 約2,000名 	<p>スクールカウンセラーや養護教諭等の派遣について、被災地からの要望に迅速に応えられるよう、他県等からの派遣についての教育委員会等との調整や情報共有が求められた。</p> <p>派遣された者が短期間で交替するなどし、慣れない環境の中で十分な役割を果たすことができなかった例があった。</p> <p>円滑に心のケアを進めていくため、スクールカウンセラーや児童精神科医など、立場の異なる専門家などが協働できる体制が求められた。</p> <p>夏季の「リフレッシュ・キャンプ」の実施にあたっては、時間的に補正予算等での対応が困難だったため、費用を既存の運営費交付金から捻出することが求められた。</p> <p>「リフレッシュ・キャンプ(オータム)」にかかる経費についても、既存の運営費交付金から捻出することが求められた。</p>	<p>緊急時のスクールカウンセラーや養護教諭の全国的な派遣要請と支援の調整の在り方について、あらかじめ整理しておくことが必要。</p> <p>できる限り同じスクールカウンセラー等から継続的な支援を受けることができるような体制が必要。</p> <p>被災地の要望を正確に把握し、国の事業の趣旨・内容を正確に周知するためには、繰り返し現地に赴くなど、継続的にきめ細かく連絡調整を行うことが必要。</p> <p>異なる分野の専門家の協力により、心のケアに関する協議会を開催したのは、機動的な体制の構築の上で効果的。</p> <p>災害等の非常時に被災者支援のために講じた措置について、必要経費が補填される柔軟な仕組みが必要。</p> <p>リフレッシュ・キャンプに関して、被災地から、今後の継続的な実施についての要望がなされていることを踏まえて、事業の安定的実施のために、必要な経費を確保する仕組みが必要。</p> <p>ココ・コーラの協賛やトップアスリートの参加を得ることで、官民の連携による効果的な支援を実施でき、参加者アンケートでは約96%以上の参加者が満足と回答した。</p> <p>また、「意欲の向上」、「無気力感の改善」など、子どもたちの心身の状況にも顕著な改善が見られた。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>3. 学校における教育活動等への支援</p>	<p>(1) 初等中等教育に関する支援</p> <p>学校給食における取組</p> <p>3月16日、炊き出し等被災地における学校給食施設の使用や職員の協力について、各都道府県教育委員会等へ要請。</p> <p>4月5日、新年度からの学校給食実施の留意点について、各都道府県教育委員会等へ周知。</p> <p>4月5日、計画停電期間中における学校給食の留意点について、関係都県教育委員会へ周知。</p> <p>4月26日、学校給食用食材の調達支援事業の実施について、各都道府県教育委員会等へ周知。</p> <p>平成23年度第1次補正予算において、以下を措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の災害復旧事業において、学校給食施設の復旧に係る費用を補助。さらに、仮調理施設等の設置についても新たに支援対象とした。 ・被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金において、学校給食費に加え、通常の給食が困難な場合に弁当やおかず等を提供する現物給付に係る経費を支出できることとした。 <p>【原発事故対応関連】</p> <p>7月20日、出荷制限等の情報への留意や保護者等への情報提供への配慮について、各都道府県教育委員会へ通知。</p> <p>各教育委員会に対し、放射性物質に汚染された稲わらを給与していた可能性のある家畜に由来する肉用牛の使用について全国調査を実施。</p> <p>学校給食に関し、より一層の安全・安心を確保する観点から、学校給食用の食材の検査のための機器を整備する都道府県に対し、その費用の一部を補助する「安心・安全のための学校給食環境整備事業」を平成23年度第3次補正予算案に計上。</p>	<p>新年度からの学校給食実施の留意点についての要請が、新学期開始直前になり、迅速な周知ができなかった。</p> <p>補正予算等で新たに加わった支援内容等について、各都道府県を通じた各市町村への迅速な周知ができなかった。</p> <p>学校給食の安全性について未だに懸念の声がある。</p>	<p>市町村への周知の徹底のため、対応に時間を要する事項については文書の発出の前に個別に早めの周知を行うなどの対応が必要。</p> <p>これまでの災害時の支援メニューになかった、食材調達支援・現物給付に係る支援・仮調理施設設置に係る支援に柔軟に対応したのは、きめ細かな支援を行う上で効果的。</p> <p>市町村への周知の徹底のため、対応に時間を要する事項については文書の発出の前に個別に早めの周知を行うなどの対応が必要。 【再掲】</p> <p>引き続き保護者等に対する学校給食用食材の産地等に関する情報提供を行うよう自治体への指導が必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>3. 学校における教育活動等への支援</p>	<p>(1) 初等中等教育に関する支援</p> <p>公立学校教職員の加配措置・教職員派遣</p> <p>【公立学校教職員の加配措置】 4月28日、各県からの要望に基づき、岩手県、宮城県、茨城県及び新潟県の4県に424名(義務教育諸学校:383名、高等学校:41名)の加配定数を追加措置。</p> <p>6月24日、各県からの要望に基づき、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県及び栃木県の6県に656名(義務教育諸学校:603名、高等学校:53名)の加配定数の追加措置。</p> <p>【公立学校教職員の派遣】 3月22日、短期的な教職員等の派遣について、各都道府県教育委員会等の状況を把握し、協力を要請。</p> <p>3月29日、各教育委員会における派遣可能情報を被災地へ情報提供。</p> <p>4月25日、宮城県教育委員会から文部科学省に対し、県内の小・中・高等学校、特別支援学校への教諭及び養護教諭の派遣について依頼。</p> <p>6月24日までに、文部科学省によるマッチングを通じ、6県から5名の教諭、6名の養護教諭の派遣が決定。</p>	<p>派遣された教員等が実際に支援に従事する際、不慣れな環境の中で対応に苦慮する面があった。</p>	<p>今後、教職員の派遣や支援活動がさらに円滑に行えるよう、どのような工夫が可能であるか検討が必要。</p> <p>被災県の要望に先んじて、文部科学省が各都道府県教育委員会等の教職員派遣の可否を聴取し、被災県に情報提供を行い、被災県要望に応じてマッチングを行ったのは、迅速な教職員派遣の上で効果的。</p> <p>教職員派遣にあたって、文部科学省による法制面の助言を行ったのは、地方自治法第252条の17に基づく派遣(宮城県教育委員会と東京都教育委員会など)や教職員の併任による派遣(福島県教育委員会と埼玉県教育委員会など)など状況に応じて円滑な派遣を実現する上で効果的。</p>
	<p>公立学校教職員の加配措置・教職員派遣</p>		

大項目	取組の概要	課題	教訓
3. 学校における教育活動等への支援	(1) 初等中等教育に関する支援		
	教職員支援		
	<p>【公立学校共済、私立学校共済に関する特例措置等】 災害その他特別な事情のある加入者に対する一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて、今般の震災の被害状況に応じて適切な措置を講ずるよう、公立学校共済組合(3月14日)及び日本私立学校振興・共済事業団(3月16日)へ連絡。</p> <p>被災により給与の支払いに著しい支障が生じている学校法人について掛金を免除するなど、私立学校教職員共済法の特例措置を実施。</p> <p>一部負担金や入院時食事療養費等を免除するなど、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法上の特例措置を実施。</p> <p>【教員免許更新制に関する手続きの弾力的運用】 3月15日、原則として個人が行うとされている手続きについて任命権者による代理手続きや申請に必要な書類に関する弾力手続きが可能であることを、各都道府県教育委員会等へ周知。</p> <p>6月14日、各大学等における免許更新講習の開設日時の変更等について各教員に早めに情報提供するよう、各都道府県教育委員会等へ依頼。</p> <p>また、被災した教員等について、免許更新制に係る手続きを延期できることを各都道府県教育委員会等へ周知。</p> <p>既に受講した免許更新講習の全てを更新手続きの際の講習として含めることができるよう、旧免許状所持現職教員の更新講習修了確認期間の特例に関する省令を制定。</p>	<p>他の共済等の取扱指針等について、可能な限り早い段階で情報を入力し、すみやかに措置を講じることが求められた。</p>	<p>日本私立学校振興・共済事業団や公立学校共済組合と引き続き緊密に連携を図ることが必要。</p>
	防災教育の推進		
<p>4月5日、避難経路等の緊急点検を実施するよう、各教育委員会へ要請。</p> <p>東日本大震災の教訓を次代を担う子どもたちに伝えるとともに、児童生徒等の危険予測・危険回避能力を高めるため、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理に関する有識者会議」を設置し、防災教育・防災管理等の見直しについて検討。 9月30日に中間とりまとめを公表。</p>	<p>被災地の教育委員会や学校に負担をかけないよう、被災した学校等を対象とした避難行動等の網羅的・数量的な調査ができず、ヒアリングによる実態把握に頼らざるを得なかった。</p> <p>同じ課で、防災教育だけでなく学校における放射線量低減に関する業務への対応も担当したため、体制が不十分だった。</p>	<p>文部科学省からの調査等の際は、各教育委員会や学校が対応しやすいよう、時期、内容、方法等に配慮が必要。</p> <p>緊急時の必要に応じて業務に的確に対応できる体制の整備が必要。</p>	

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>3. 学校における教育活動等への支援</p>	(2) 大学等の学生等への支援		
	<p>教学面での対応</p> <p>3月11日、後期試験を控える国公立大学に対し、個別に状況を確認し、報道発表するとともに、柔軟な対応を要請。</p> <p>3月12日、各大学等に対し、受験機会の確保、入学手続期間の延長、検定料・入学金・授業料等の徴収猶予や減免などの取り得る措置の検討及び情報提供を要請。</p> <p>3月14日、各大学等に対し、学生の進学・就職等に不利益が生じないよう、単位の認定、学位及び卒業の認定にあたっての弾力的な取扱いを要請。</p> <p>3月14日、都道府県を通じて各専修学校・各種学校に対し、入学者選抜・入学手続等における配慮及び卒業・進級等における配慮を要請。</p> <p>3月18日、各大学等に対し、平成23年度当初の授業期間の弾力的な取扱いについて通知。</p> <p>3月31日、各省庁に対し、所管の国家資格制度等の受験資格等において大学等の授業期間が短くなった場合の配慮を要請。</p> <p>5月31日、各大学等に対し、平成24年度大学入学者選抜において、被災した入学志願者が不利益を受けないよう要請。</p> <p>4月25日、高等学校卒業程度認定試験(第1回)において、被災者の出願期限を延長(4月28日 5月27日)し、添付書類の提出期限も6月末まで延長。</p>	<p>被災地との連絡手段の遮断のため、3月12日以降に後期試験を控える国公立大学の対応状況の確認に時間がかかった。</p>	<p>緊急時における大学との確実な連絡手段の確保が必要。</p> <p>3月12日以降の国公立大学における後期日程試験の実施予定の周知に際し、報道機関の協力を得られたのは、幅広い情報提供の上で効果的。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>3. 学校における教育活動等への支援</p>	<p>(2) 大学等の学生等への支援</p> <p>学生・生徒への配慮</p> <p>【授業料等減免、奨学金】 各大学等に対して、被災した学生への奨学金の周知、授業料等の納付時期の弾力的取扱い、単位認定等の弾力的取扱い、学生へのメンタルケア等の配慮を要請。 各都道府県を通じ、各専修学校・各種学校における授業料等の徴収猶予・減免等の措置の検討を要請。 3月23日、4月27日、7月27日、各国立大学に対し、学生の被災状況の調査を依頼。 平成23年度第1次補正予算において、国立大学・私立大学等の授業料等減免措置について拡充。 私立専修学校・各種学校の生徒の就学機会の確保について、第1次補正予算における「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を活用し、授業料等減免措置の対象に追加。 平成23年度第1次補正予算において、(独)日本学生支援機構による無利子の緊急採用奨学金について拡充。</p> <p>【留学生支援】 私費外国人留学生に対する学習奨励費給付について、被災した留学生を対象に、4月から7月までの給付を行う追加採用を実施。 留学生等に対して、文部科学省や東京外国語大学及び大阪大学のホームページによる多言語の情報発信、一時帰国した際の帰国ビザの条件緩和や経済的な支援等を実施するとともに、関係機関等に対し、震災後の各種情報を提供。 被災地にて一時帰国を余儀なくされた国費留学生に、再渡日のための航空券を支給。また、震災により経済的困窮に陥った成績優秀な私費留学生を対象として、「私費外国人留学生等学習奨励費」を追加募集。 (独)日本学生支援機構が保有する国際交流会館について必要な改修工事を実施するための経費を支援。 平成23年度当初予算にて措置された「留学生総合支援プラン」を活用し、多言語に対応したWEBサイト等による適切な災害情報の提供を強化するとともに、被災地をはじめ我が国が強みを持つ産業分野において活躍する外国人留学生に対する職業教育の充実を促進する事業を支援。</p>	<p>今後も厳しい経済環境が予想される被災学生にとって継続的な支援を図ることが求められている。</p> <p>緊急時に留学生や諸外国へ情報発信を行う体制が不十分であったため、対応に時間がかかった。</p> <p>災害等により留学生が緊急帰国する状況はこれまで想定していなかったため、そういった場合の留学生の学籍や授業料の取扱いについて苦慮した。</p>	<p>授業料等減免について、平成24年度以降も費用を確保することが必要。</p> <p>私立大学の授業料等減免について、通常、授業料等減免に対する補助は3月に交付している。</p> <p>しかし、被災大学等の経営に配慮し、被災学生に対する授業料等減免に対する補助及び通常の授業料等減免について必要な経費を一部前倒しして7月に交付したのは、被災学生等の負担の軽減を図る上で効果的。</p> <p>大規模災害時における、留学生から大学、大学から文科省への迅速な連絡体制の充実が必要。</p> <p>災害時等による留学生の緊急帰国を想定し、あらかじめ留学生の学籍や授業料の取扱いについての考え方を整理しておくことが必要。</p> <p>震災後の日本で勉強している留学生が日本の現状を説明する「生の声」を、在外公館や関係省庁の協力も得ながら世界各国に発信しているのは、諸外国の理解を促進する上で効果的。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>3. 学校における教育活動等への支援</p>	(2) 大学等の学生等への支援		
	<p>就職活動への支援</p> <p>3月14日、大学等に対し、震災の影響による採用内定取消しの状況把握及び就職活動中の学生・生徒への一層の就職支援への配慮を要請。</p> <p>3月22日、文部科学大臣、厚生労働大臣の連名で、主要経済団体(258団体)等に対し、震災の影響を受けた学生・生徒への配慮を要請。</p> <p>3月25日、学生等震災特別相談窓口の設置等の厚生労働省の実施する就職支援策について学生・生徒へ周知するよう、各大学や都道府県教育委員会等へ要請。</p> <p>4月26日、厚生労働省と連携し、被災した学生・生徒に対して首都圏で就職活動するための宿泊施設(国立オリンピック記念青少年総合センター等)の無償提供を行うこととし、その利用方法について各大学や都道府県教育委員会等へ通知。</p> <p>7月26日、被災地の新規学校卒業者について、学校における指導要録等の消失等により採用選考に係る応募書類の記載が困難なケースが生じていることを踏まえ、各都道府県教育委員会等に対して対応方法を通知するとともに、主要経済団体に対して、生徒が不利益を受けないよう配慮を要請。</p> <p>7月29日、厚生労働大臣、文部科学大臣の連名で、主要経済団体(247団体)等に対し、平成24年3月卒業予定の被災県の高校生の就職環境の改善のため被災高校生の求人確保することや、大学生等の採用枠を拡大すること等に関する要請書を発出。</p> <p>また、8月4日から8月11日にかけて、主要な経済団体3団体を両省の政務官が直接訪問し要請。</p>	<p>一人でも多くの学生・生徒が就職できるようにすることが求められている。</p>	<p>関係省庁と連携して就職支援の取組を適時に実施することが必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>3. 学校における教育活動等への支援</p>	(3) その他		
	<p>学校基本調査等</p> <p>平成23年度の「学校基本調査」、「学校保健統計調査」、「社会教育調査」、「地方教育費調査」及び「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の岩手県、宮城県、福島県における実施について、各県等との調整を踏まえ、以下の見直しを実施。</p> <p>学校基本調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3県の初等中等教育機関においては「学校施設調査」を実施しない。 ・「学校調査」、「学校通信教育調査」、「不就学学齢児童生徒調査」及び「卒業後の状況調査」の回答期限を10月まで延期(通常:6月25日)。 ・福島県の要望を踏まえ、「教職員に関する項目」について調査時期を8月1日現在(通常:5月1日現在)とすることができるようにするため、学校基本調査規則を改正。 <p>学校保健統計調査 作成の基となる健康診断の実施が困難であるため、3県においては実施しない。</p> <p>社会教育調査 民間体育施設を調査対象外とし、調査項目については、現状の把握が容易であるものに限定。</p> <p>地方教育費調査 調査項目を一部に限定し、回答期限を11月まで延期(通常:7月31日)。</p> <p>児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 回答期限を11月7日まで延期(通常:6月10日)。</p>	<p>学校基本調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校施設調査」については、3県について調査を実施していないため、全国値での経年比較を行うことができない。 ・8月に公表した「学校調査」、「学校通信教育調査」、「不就学学齢児童生徒調査」及び「卒業後の状況調査」の速報値においては、回答期限の延期に伴い、3県に所在する初等中等教育機関を除いた数値で公表したため、全国値での経年比較を行うことができなかった(平成24年2月には3県を含めた確定値を公表予定)。 <p>学校保健統計調査 3県については調査を実施していないため、一部については経年比較を行うことができない(補完推計を行う予定)。</p> <p>社会教育調査 3県について、調査項目を限定して実施したため、一部については、全国値での経年比較を行うことができない(補完調査を行う予定)。</p> <p>地方教育費調査 3県について、調査項目を限定して実施したため、一部については経年比較を行うことができない。</p> <p>児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 回答期限の延期に伴い、8月に公表した速報値においては、被災3県に所在する学校等を除いた数値で公表したため、全国値での経年比較を行うことができなかった(平成24年2月には被災3県を含めた数値を公表予定)。</p>	<p>国の統計調査としての数値の経年的な把握と被災地域の現場負担軽減とのバランスへの配慮が必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
4. 教育施設の復旧・復興への支援	<p>(1) 応急危険度判定への協力</p> <p>3月14日、国立大学法人等に対し、文教施設応急危険度判定士の派遣を依頼。</p> <p>3月16日、被災17都県教育委員会に対し、被災文教施設の応急危険度判定への支援について周知。</p> <p>自治体からの要請を受け、文教施設応急危険度判定士32名からなる調査団12班を派遣し、527棟の応急危険度判定を実施。</p>	<p>文教施設応急危険度判定士の派遣の調整が困難だった。</p> <p>被災地の交通手段が途絶える中で、文教施設応急危険度判定士を被災地に派遣する際の移動手段の確保が困難だった。</p>	<p>緊急時の派遣に備え、適時実務講習会を開催するなど、判定業務に支障が生じないよう文教施設応急危険度判定士に対する事前準備の充実が必要。</p> <p>災害時、被災地に人員を派遣する場合の移動手段の確保について検討が必要。</p>
	(2) 被災した学校施設の復旧		
	公立学校		
	<p>3月15日から、自治体に対し、学校設置者の負担軽減及び学校施設の早期復旧を図るため、災害復旧事業に係る事務の簡素化等について周知。</p> <p>3月15日及び17日、教育活動に支障を生じないよう被災した自治体に事前着工制度について周知。</p> <p>6月23日及び27日、文部科学省の現地調査に立会する東北財務局と関東財務局に対しても、文部科学省が財務本省と協議の上決定した災害復旧事業に係る事務の簡素化について周知。</p> <p>10月11日、学校設置者である自治体の教育委員会のみではなく、まちづくり部局、建築部局、財政部局等関係部局に対しても災害復旧制度について周知。</p> <p>平成23年度第1次補正予算で、被災した公立学校施設の災害復旧に必要な予算約2,300校分を措置。</p> <p>また、平成23年度第2次補正予算では、原子力災害により被災した公立学校の校庭等における空間線量率が毎時1.0 μ Sv以上の校地等の土壌処理に必要な予算を措置。</p>	<p>普段から災害復旧制度の周知に努めているが、災害がなければ使用する必要のない制度であり、自治体の担当者も慣れなため、災害復旧事業の円滑な実施が困難な面があった。</p>	<p>普段から災害復旧制度についての周知を更に進めることが必要。</p> <p>既存の事前着工制度について被災した自治体に改めて通知したのは、早期に学校の復旧に着手し、学校教育の円滑な実施を支援する上で効果的。</p> <p>災害復旧制度について東北地区と関東地区で自治体の災害復旧実務担当者を対象に説明会を開催したのは、災害復旧事業を円滑に実施する上で効果的。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
4. 教育施設の復旧・復興への支援	(2)被災した学校施設の復旧		
	国立大学等		
	<p>3月22日、被害が大きい国立大学法人等の災害復旧事業の実施に関する要望等を把握するため、国立大学法人等に対し、事務連絡を発出。</p> <p>国立大学法人等からの要望を踏まえ、以下のとおり対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月28日、災害復旧事業の実施に関し、被災した国立大学法人等から人員派遣の要請があった場合は、可能な限り協力してもらうよう、全国の国立大学法人等に対し、依頼。 ・3月29日、災害復旧事業に係る事務を円滑に実施するため、国立大学法人等に対し、災害復旧事業計画書の作成に係る特例措置を周知。 	<p>災害復旧事業計画書の作成精度について、国立大学法人等間で差があった。</p>	<p>災害復旧事業計画書の円滑な作成のため、各国立大学法人等へ作成方法等について一層の周知徹底を図ることが必要。</p> <p>大規模災害時に災害復旧事務を円滑に実施するためには、国立大学協会等との連携が必要。</p>
私立学校			
	<p>3月23日、文部科学大臣所轄学校法人及び都道府県私立学校主管部課(以下当欄において「関係先」とする。)に対し、私立学校施設災害復旧事業の執行に係る事務の流れ等について周知。</p> <p>6月3日、関係先に対し、復旧事業計画書の提出に係る申請書の添付資料の省略等を含めた事務の簡素化について周知。</p> <p>6月20日、応急仮設校舎整備事業及び借用土地等災害復旧事業についても、補助の対象となるよう交付要綱を制定。</p> <p>6月20日、福島県等関係都道府県に対し、校庭等の放射線低減事業について、災害復旧事業の補助の枠組みで財政支援を実施する旨を周知。</p> <p>7月1日、関係先に対し、災害復旧費の調査について、現地調査の省略及び分割申請の実施など事務手続きの簡素化について周知。</p> <p>7月21日、関係先に対し、学校敷地外における応急仮設校舎の補助対象化など災害復旧事業の取扱いについて周知。</p> <p>8月3日、関係先に対し、災害復旧費について、新築復旧の場合の単価の取扱いについて周知。</p> <p>9月21日、専修学校・各種学校の災害復旧事業について、2年課程を有する各種学校までを事業の対象となるよう措置。</p>		<p>事業計画書作成段階から、私学助成課職員が直接被災県に複数回出向いて個別相談に対応したことは、迅速な対応を図る上で効果的。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
4. 教育施設の復旧・復興への支援	(3) 学校施設の防災機能の強化		
	震災の被害を踏まえた学校施設の整備等		
	<p>【調査研究】 (社)日本建築学会に委託し、文教施設の耐震性能等に関する調査研究を実施。具体的には、自治体へ技術的支援を行うため、専門家を派遣して被災度区分判定を実施し、耐震性能の実情を調査。</p> <p>【有識者会議】 6月に「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」を設置。6月中に検討会を3回開催し、震災による被害を踏まえた今後の学校施設の整備方策について検討。7月7日に検討会としての緊急提言をとりまとめ、公表。</p>	<p>これまでは地震に対しての取組が主であったが、今回の震災では、津波による被害などの従来想定していなかった被害が生じた。</p> <p>学校が避難所になった際、教職員の負担が極めて大きかった。 【再掲】</p>	<p>緊急時に専門家を派遣するため、速やかに事業費を確保するための仕組みが必要。</p> <p>緊急提言を踏まえ、学校施設の防災対策の推進を図っていくことが必要。</p> <p>教員の役割を含め、学校が避難所となった際の対応の在り方について検討し、関係者の十分な認識共有を図ることが必要。 【再掲】</p>
	公立学校施設の耐震化の推進		
<p>平成23年度第1次補正予算において、全国の公立学校施設の耐震化を推進するため、平成23年度当初予算(805億円、約1,700棟)に追加して、約1,200棟分を措置。</p>	<p>平成23年度第1次補正予算施行後においても、耐震性が確保されていない公立学校施設が多く存在(公立小中学校施設の残棟数:約17,000棟以上)。</p> <p>建物本体の耐震化のほか、天井等の非構造部材の耐震化も必要であるが、公立小中学校における非構造部材の耐震点検の実施率は65.4%であり、そのうち耐震対策の実施率は45.4%と低調。(平成23年5月1日現在)</p> <p>ピーク時で622校もの学校が地域住民の避難所としての役割を果たしたが、備蓄倉庫、自家発電設備、トイレ(特に洋式トイレ)が十分でなかった例があった。</p>	<p>災害発生時に避難所となることが多い公立学校施設の耐震化など、防災機能の強化が必要。</p>	

大項目	取組の概要	課題	教訓
4. 教育施設の復旧・復興への支援	(3) 学校施設の防災機能の強化		
	<p data-bbox="618 188 831 209">国立大学等の防災対策</p> <p data-bbox="618 229 1084 357">3月31日、3月に策定予定としていた「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成23年～27年度、以下「第3次5か年計画」という。)について、東日本大震災の影響等を踏まえ、再検討を行うことを決定。</p> <p data-bbox="618 384 1084 485">施設被害の全体像の把握などを進めるとともに、これまで第3次5か年計画に関する検討を進めてきた調査研究協力者会議において7月6日から議論を実施。</p> <p data-bbox="618 512 1084 564">8月25日、同会議において第3次5か年計画に関する報告書を取りまとめ。</p> <p data-bbox="618 592 1084 667">8月26日、報告書を踏まえた「第3次5か年計画」を決定し、各国立大学法人等の長に対し、施設の整備充実に向けて取り組むよう依頼。</p>	<p data-bbox="1151 229 1632 277">耐震性の劣る建物を中心に、建物本体だけでなく天井等の非構造部材やライフライン等にも被害が生じた。</p>	<p data-bbox="1713 229 2130 379">第3次5か年計画を踏まえ、建物本体の耐震化のみならず、非構造部材の耐震化や安全性に問題のある老朽ライフラインの改善とともに、大学附属病院における災害時の救命救急医療の拠点としての整備など安全確保の取組を進めることが必要。</p>
4. 教育施設の復旧・復興への支援	(4) 被災した社会教育施設の復旧		
	<p data-bbox="618 756 1084 858">激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、公立社会教育施設(社会体育施設、文化施設を含む。)の災害復旧費として、復旧事業の2/3を国庫補助。</p> <p data-bbox="618 885 1084 987">5月10日、自治体からの要望を踏まえ、文部科学大臣と財務大臣が協議を行い、公立社会教育施設災害復旧事業の補助対象施設に、早期に生涯学習センターを追加。</p> <p data-bbox="618 1015 1084 1090">6月24日、自治体に対して、事務簡素化、現地調査の省略、提出書類の簡略化、津波で被災した施設の取扱い等について周知。</p>	<p data-bbox="1151 756 1644 831">被害が甚大だったため、事業計画書の提出や現地調査の実施について、自治体や関係機関の負担が大きく、速やかに実施することが困難だった。</p>	<p data-bbox="1713 756 2130 895">公立社会教育施設(社会体育施設、文化施設を含む。)については整備補助金が平成9年度をもって廃止されており、補助金業務に不慣れな点が多いため、担当職員も公立学校施設担当者との連携が必要。</p> <p data-bbox="1713 922 2130 1024">災害復旧制度について、東北地区と関東地区で自治体の災害復旧実務担当者を対象に説明会を実施したのは、災害復旧事業の円滑な実施の上で効果的。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>5. 科学技術分野の支援</p>	<p>(1) 研究活動の継続支援</p> <p>【研究公募期間の延長、研究費繰越対応】 文部科学省及び(独)日本学術振興会において、科学研究費補助金や最先端研究開発戦略的強化費補助金の追加の繰越申請を受け付け、繰越申請理由を「地震」とするなど、手続きを簡素化。また、科学研究費補助金において、交付申請書や実績報告書等の提出期限を延長。</p> <p>(独)日本学術振興会において、国際交流事業等にかかる申請書や実績報告書等の提出期限を延長。</p> <p>(独)科学技術振興機構において、競争的研究資金の追加の繰越申請を受け付け。また、地域産学官連携科学技術振興事業の公募期間を延長。</p> <p>【研究者・技術者の受入れ・派遣】 (独)理化学研究所、(独)物質・材料研究機構、大学共同利用機関法人において、被災した研究者の一時的受入れについて周知し、研究活動の継続を支援。</p> <p>(独)科学技術振興機構のJSTイノベーションプラザ宮城において、被災研究室に対して研究の場を提供し、研究活動の継続を支援。</p> <p>独立行政法人や大学等の研究機関において、一時避難した研究者や出国した外国人研究者に対し、研究再開・一時帰国に関する情報を発信。また、震災発生後に日本を離れていた期間に相当する研究期間の延長等について柔軟に対応。</p> <p>【緊急研究課題の公募・決定】 米国立科学財団が、米国の研究者を対象に、東日本大震災に係る緊急を要する研究・調査を支援する教育・研究プログラムの公募を開始。</p> <p>これを受け、(独)科学技術振興機構において、米国や仏国等から同様の支援を受ける研究者と協力して共同研究を実施する日本側研究者を支援する枠組(国際緊急共同研究・調査支援プログラム(J-RAPID))を設立。</p>	<p>緊急を要する研究・調査を支援するプログラムであることから、申請から課題選定の通知までをできる限り迅速に行うこととしていたが、一部、相手国協力機関の制度上の制約により、2ヶ月程度の時間を要したものがあつた。</p>	<p>緊急性のある公募プログラムの実施にあたっては、相手国協力機関の制度の概要や制度上の制約を的確に把握することが必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p style="text-align: center;">5. 科学技術分野の支援</p>	<p>(1) 研究活動の継続支援</p> <p>【節電対応】 (独)海洋研究開発機構において、地球シミュレータ及び大型計算機等の縮小運転を実施。また、各利用者の利用期間が重ならないよう調整を行うとともに、必要な利用者には期間延長等の変更契約を実施し、本来予定していた計算を行えるようにした。</p> <p>ピーク電力削減のため、独立行政法人や大学等の研究機関において、大型装置の使用時間短縮化、実験時間の夜や休日へのシフト、施設内の消灯等を実施。</p> <p>【科学技術文献データベースの無料提供】 (独)科学技術振興機構において、科学技術文献データベース「JDreamII」の無料ID発行、震災関連文献情報の無料提供、震災復興のための科学技術情報の提供を実施。</p> <p>【海底地震計の設置、海洋調査】 (独)海洋研究開発機構において、日本海溝陸側斜面の地震による海洋生態系への影響等を調べるため、有人潜水調査船「しんかい16500」による潜航調査を実施(7月30日～8月14日)。</p> <p>科学研究費補助金(特別研究促進費)を活用し、東京大学等の研究者により、「巨大地震・津波の発生メカニズムの解明のための調査観測(3月15日～継続中)」を実施。 その中で、 ・(独)海洋研究開発機構の調査船「かいらい」を用いた海底地形調査(3月15日～3月31日)等を実施。</p>	<p>論文等の全文情報については電子化が遅れているため、全文情報まで電子的にワンストップで情報提供を行うことが困難だった(紙媒体でしか流通していない科学技術文献については、文献データベースにより資料の所在・概要を知った後、資料全文を利用者が入手・閲覧できるまでに時間がかかった)。</p> <p>当該海域で調査を行うにあたって、東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質に対する具体的な安全対策方針がなかった。</p>	<p>利用者が論文本文に迅速にアクセスできるようにするため、論文等の電子化を一層推進することが必要(日本は、欧米と比べ、論文等の電子化が遅れている)。</p> <p>放射性物質が飛散する海域への航海を想定した、乗組員の安全を守るためのガイドラインを策定し、活用することが効果的(3月中に(独)海洋研究開発機構にて策定済)。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>5. 科学技術分野の支援</p>	<p>(2) 科学技術を活用した支援</p> <p>【超高速インターネット衛星「きずな」及び技術試験衛星VIII型「きく8号」の活用】 (独)宇宙航空研究開発機構において、通信インフラが途絶した岩手県や宮城県の市町からの依頼により、超高速インターネット衛星「きずな」と技術試験衛星「きく8号」による衛星通信回線を提供。 (テレビ会議による県災害対策本部と現地対策本部間での情報共有、インターネット利用による住民の安否情報確認・発信等に利用された。)</p> <p>【陸域観測技術衛星「だいち」の活用】 (独)宇宙航空研究開発機構において、震災発生の翌日から陸域観測技術衛星「だいち」による被災地の緊急観測を実施し、観測データを政府防災関係機関や自治体に提供。</p> <p>「だいち」の観測データから検出した海上漂流物の位置や大きさが海上漂流物の動静把握に利用されたり、観測データから解析した津波浸水域のデータが行方不明者の捜索に利用。</p> <p>(独)宇宙航空研究開発機構は、平成18年以来、外国で災害が発生した場合、「だいち」による観測データの提供を行い、世界への災害への対応に関する国際協力を実施。</p>	<p>通信機材や要員を被災地へ輸送するための手段の確保、通信機材を運用できる要員の確保及び通信回線の提供支援に関する自治体との役割分担の調整に時間がかかった。</p> <p>通信衛星の地上局の設営に必要な機材の規模が大きく、持ち運びや設置に複数の要員を必要とし、電力確保に大型の発電機を必要とするなど、設営に時間がかかった。</p> <p>「だいち」が平成23年5月に寿命を迎え、後継機の開発、打上げまで2年以上かかるため、国の衛星による、災害時の被害状況の把握に必須の広域俯瞰的な観測ができない状況にある。</p> <p>外国の宇宙関係機関から多数の観測データの提供を受けたが、初めて扱う海外衛星画像もあり、全てのデータをタイムリーに処理・解析できなかった。</p>	<p>通信機材や要員の輸送手段、要員の確保等について自治体との調整を含めて迅速に行うため、事前に、各機関が保有する資機材を最大限活用できるよう、緊急時対応のシミュレーションを行うことが必要。</p> <p>更なる地上局の小型化、省電力化などの次期通信衛星に向けた機能改善が必要。</p> <p>「だいち」後継機の早期打上げに向けた研究開発を推進することが必要。</p> <p>ハードウェア開発だけでなく、衛星画像処理・解析について、宇宙関係機関、防災機関、大学・研究機関、民間等が連携して対応する体制の構築が必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
6. 文化・スポーツ分野の支援	(1)文化分野の支援		
	文化施設の復旧		
	<p>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む。以下同じ)の災害復旧費として、復旧事業の2/3を国庫補助。</p> <p>6月24日、自治体に対して、事務簡素化、現地調査の省略、提出書類の簡略化、津波で被災した施設の取扱い等について周知。</p>	<p>被害が甚大だったため、事業計画書の提出や現地調査の実施について、自治体や関係機関の負担が大きく、速やかに実施することが困難だった。 【再掲】</p>	<p>公立社会教育施設に係る整備補助金制度は平成9年度に廃止されており、担当職員も補助金業務に不慣れな点が多いため、公立学校施設担当職員との連携が必要。 【再掲】</p> <p>災害復旧制度について、東北地区と関東地区で自治体の災害復旧実務担当者を対象に説明会を実施したのは、災害復旧事業の円滑な実施の上で効果的。 【再掲】</p>
	文化財の復旧		
<p>都道府県教育委員会から域内の文化財の被災状況について情報収集。</p> <p>文化財調査官を派遣し、被災した文化財の状況を把握するとともに、文化財の所有者及び教育委員会に対して修理・復旧等について助言。</p> <p>【文化財レスキュー事業】 被災した動産文化財等を緊急に保全するため、文化庁の要請により、(独)国立文化財機構及び文化財・美術関係団体が「被災文化財等救援委員会(事務局:東京文化財研究所)」を組織し、各県教育委員会等と協力して、緊急に保全措置を必要とする文化財等の救出、応急措置、博物館等における一時保管を実施。 (10月18日現在、延べ3,465名が参加。)</p> <p>【文化財ドクター派遣事業】 被災した文化財建造物を保護するため、文化庁と(社)日本建築学会が連携協力し、現地に調査員(文化財ドクター)を派遣し、建造物の被災状況を調査。また、所有者の要請に応じて、復旧に向けての技術支援等を実施。 (10月18日現在、11県181市町村について、調査員延べ345人を派遣。)</p>	<p>被災状況の把握にあたり、都道府県教育委員会を bypass せずに個別に庁内各担当者に対して寄せられる情報の集約が不十分だった。また、収集した情報の管理・共有が不十分だった。</p> <p>文化財の復旧・復興に向けた民間団体や海外団体等との連携が当初不十分だった。</p> <p>関係団体との連絡調整など、文化財レスキュー事業及び文化財ドクター派遣事業については、体制づくりに時間がかかった。</p>	<p>平時から、緊急時における組織体制及び対応できる事業等について定めるとともに、関係機関との密接な情報交換を行うことが必要。</p> <p>平時から、民間団体や海外団体との連携ルートづくりが必要。</p> <p>(独)国立文化財機構を中心とした関係団体間の連携協力関係が構築されたことは、非常災害時における連携意識を高める上で効果的。また、全国美術館会議などの関係団体による支援の動きが広まった。これらの機運を今後もさらに継続・発展していくことが非常時の際の対応の上で効果的。</p>	

大項目	取組の概要	課題	教訓
6. 文化・スポーツ分野の支援	<p>(1)文化分野の支援</p> <p>復旧・復興事業と文化財</p> <p>【埋蔵文化財の取扱い】 発掘調査の弾力的な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月25日、震災に伴う仮設住宅の建設等の復旧工事については、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の関係規定(届出及び通知)の適用を緩和する旨を連絡。 ・4月28日、埋蔵文化財の取扱いの弾力化について連絡。 ・被災3県・1市(仙台)と埋蔵文化財保護に係る会議を開催し自治体担当者と意見交換。(第1回:7月12日、第2回:9月2日、第3回:10月13日。今後も適時開催予定。) <p>発掘調査の人的支援 上記の会議において、埋蔵文化財の発掘調査のために当面の必要となる人員数が確認できた段階で、9月30日、文化庁から都道府県教育委員会等に対し、埋蔵文化財専門職員の被災地派遣を要請。</p> <p>発掘調査費用の財政的支援 平成23年度第3次補正予算において、復興交付金の対象事業として計上。</p> <p>【地域の文化遺産を活用した復興計画の策定】 特別名勝松島の復旧について、文化財保護の観点から対応策について検討し、宮城県における「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会」の設置を提案。同検討会には文化庁職員も出席。8月8日に、基本方針の中間報告をとりまとめた。</p> <p>「地域の文化財を活用した復興まちづくり支援事業」を、既存の「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」の中で実施することを決定し、公募の上、7事業を採択。</p>	<p>専門職員の派遣については、派遣協力自治体と派遣先自治体との連絡調整に時間を要した。</p> <p>史跡や名勝内での一般住宅等の建設等について、文化財としての価値の維持と、住民生活の復旧・復興との間での調整が求められた。</p>	<p>埋蔵文化財関係は全国約6,000名規模の専門家等のネットワークがあり、今回の震災においても密接な連携・協力を行うことができた。このネットワークを用い、阪神・淡路大震災時の詳細な教訓(やってよかったこと、問題だったこと)について兵庫県担当者から詳細に情報収集・分析を行うことができたのは、被災地におけるニーズを素早く把握し、的確に対応する上で効果的。</p> <p>専門職員の派遣については、派遣協力自治体において人事面の調整に時間を要することを念頭に置きつつ、派遣協力自治体と派遣先自治体とが迅速に連絡調整を行うことができるよう努めることが必要。</p> <p>地域の文化財を活用した復興まちづくり支援事業を立ち上げる上で、文化的景観、文化財の総合把握、歴史文化基本構想、歴史まちづくりなど、地域の文化遺産を面的に捉える実績があったことは効果的。</p> <p>史跡等の所有者や地域住民に対して、文化財の価値への理解を進め、文化財の保護の必要性を踏まえた上で適切な判断ができるようにすることが必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
6. 文化・スポーツ分野の支援	(1)文化分野の支援		
	文化の振興を通じた支援		
	<p>【芸術家等の派遣による文化芸術体験事業】 既存の「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」を活用し、被災地において子どもたちを中心に文化芸術活動を提供する事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月から、国から委託を受けた実行委員会(被災地の自治体、文化振興に関する財団法人、文化芸術団体、NPO法人等で構成)が被災地等における文化芸術活動に対するニーズを把握。 ・9月から、芸術家等を被災地の小学校・中学校等や避難所等に派遣して文化芸術活動を実施。 <p>【地域を元気づける芸術イベントの開催】 「アジアオーケストラウィーク2011」(期間:平成23年10月2日～5日)において、以下の公演を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月4日 演奏:仙台フィルハーモニー管弦楽団(会場:東京オペラシティコンサートホール) ・10月5日 演奏:仙台フィルハーモニー管弦楽団、クライストチャーチ交響楽団(会場:仙台市青年文化センター) <p>国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会において各種公演、義援金募金活動等を実施。</p> <p>【文化庁長官メッセージの発出】 4月12日、文化庁長官から全国の自治体や文化芸術団体等に対してメッセージ「当面の文化芸術活動について」を発出。</p>	<p>被災地の子どもたちが置かれた状況は刻々と変化しており、よりの確にそのニーズを把握し、きめ細かく対応する多様なプログラムを実施することが求められた。</p>	<p>被災地でのニーズの把握については、現地でのネットワークを持っている自治体との連携が必要。</p> <p>既存の文化予算が削減される状況の中、被災地の自治体において、震災対応のために既存の文化予算が削減される状況の中、既存事業を活用したのは、文化芸術体験活動の機会を継続的かつ迅速に提供する上で効果的。</p> <p>英文メッセージも併せて発表した文化庁長官メッセージは、ロシア、アメリカ、フランス、イタリア等の大使等と文化庁長官が面会した際に言及され、本国への展開を約束されるなど、諸外国に向けた情報発信の上で効果的。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>6. 文化・スポーツ分野の支援</p>	<p>(2) スポーツ分野の支援</p> <p>4月15日、(独)日本スポーツ振興センターが、被災地の自治体やスポーツ団体の要望を踏まえ、スポーツ振興くじ助成事業の対応方針を決定。これを受け、以下の対応。</p> <p>【短期的な対応】 Jリーグスタジアムの緊急復旧のための施設整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象のスタジアムを5つ(ユアテックスタジアム仙台、県立カシマサッカースタジアム、ケーズデンキスタジアム水戸、栃木県グリーンスタジアム、NACK5スタジアム大宮)とし、助成金額を公表。 ・5つのスタジアムの復旧について、4月以降速やかに着手し、1つのスタジアム(NACK5スタジアム大宮)は4月中に復旧を完了。 <p>スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地におけるスポーツ教室や運動会の開催、レクリエーション活動の実施、スポーツ用具の提供などを行い、スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等を促進する助成事業を実施。 ・6件の事業を助成対象として決定。 <p>【中長期的な対応】 被災地のスポーツ環境の復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の助成対象事業においても引き続き東日本大震災復旧・復興支援のための助成を行うこととし、特に被災地のスポーツ環境に重点をおいた採択に配慮している。 <p>新たに被災したスポーツ施設の復旧事業や被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業、東北総合体育大会開催支援事業を助成対象とし、スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業については継続的に助成対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月3日から、募集を開始。 	<p>被災地のスポーツ施設の被害状況や被災地の子どもたちの身体面・精神面の状況が刻々と判明するにつれて、スポーツによる効果的な支援を行うことが求められた。</p>	<p>既存のスポーツ振興くじ助成制度を活用したのは、被災地の自治体やスポーツ団体からの要望へ速やかに対応する上で効果的。</p> <p>助成方針等を早期に公表したのは、助成対象者が事業に速やかに着手し、円滑に実施する上で効果的。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
7. 原子力災害への対応	(1) 環境放射線モニタリングの実施		
	<p>環境放射線モニタリングをはじめとする各種モニタリングの実施</p> <p>【全国モニタリングポストによるモニタリング】 3月12日から、文部科学省は、空間線量率について、全都道府県からのモニタリングポストによる連続測定結果をとりまとめ、3月15日から公表。</p> <p>3月30日から、文部科学省は、測定点を増やすために全国の大学及び高等専門学校の協力を得て、主要都市における大学等の構内の空間線量率を測定・公表。</p> <p>文部科学省は、平成23年度第2次補正予算について、全国に250基のモニタリングポストを増設する経費を確保。</p> <p>【モニタリングカー等を用いた発電所周辺の陸域モニタリング】 3月13日から、文部科学省は、モニタリングカーを用いて東京電力福島第一原子力発電所及び第二発電所周辺地域の空間線量率のモニタリングを行い、3月16日からは、官房長官指示によりモニタリング結果をとりまとめる役割となったことを踏まえ、結果を公表。</p> <p>3月18日から、文部科学省は、関係機関の協力を得て、空気中ダスト及び土壌、環境試料(雑草等)をサンプリングして放射能濃度を測定・公表。</p> <p>3月23日から、文部科学省は、積算放射線量を測定する簡易線量計を順次、福島県内15ヶ所に設置。</p>	<p>福島県の環境放射線モニタリング機器や設備が地震及び津波によって損害や停電の影響を受けたことなどにより、環境放射線モニタリング活動に大きな困難が伴った。</p> <p>国の防災基本計画において、緊急時の環境放射線モニタリングは自治体の役割とされているが、自治体にモニタリングカー、ダスト採取器、土壌採取器、ゲルマニウム半導体検出器等の各種設備・機器が不足しており、対応が困難だった。</p> <p>このため、国がモニタリングを開始し、空間線量率を測定したが、ダストの採取による空気中の放射能濃度の測定が遅れるなど、十分なモニタリングができなかった。</p> <p>また、モニタリング結果の公表に関し、自治体への事前連絡不足などにより、混乱が生じた。</p> <p>当初、原子力災害対策支援本部に地元の詳細な地図や大型地図印刷機、電子地図情報活用のノウハウがなく、住所や測定ポイントの特定が非常に困難だった。</p> <p>また、当初、GPSの緯度・経度情報において、異なる測地基準系で表示(約400mずれる)していた測点ポイント等があったため、地図への反映にあたり、混乱が生じた。</p>	<p>モニタリング機材の無線化、非常用電源設備の耐震化等が必要。</p> <p>緊急時の設備・機器の準備を含め、今後、一定の責任を自治体に残しつつ、国が自治体と連携し、環境放射線モニタリングを確実かつ計画的に実施する体制の構築が必要。</p> <p>その際、緊急用の可搬型モニタリング装置を原子力施設から離れた場所に保持し、輸送できる体制の構築にも配慮が必要。</p> <p>モニタリングデータについてはGPSによる緯度・経度情報と合わせて記録・公表することや、異なる測地基準系による緯度・経度の補正を含め、緊急時における各種データの収集、公表、データベース化を円滑に行う仕組みが必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
7. 原子力災害への対応	(1) 環境放射線モニタリングの実施		
	環境放射線モニタリングをはじめとする各種モニタリングの実施		
	<p>【海域モニタリング】</p> <p>3月22日、文部科学省は、「海域モニタリング計画」を発表。</p> <p>3月23日から、(独)海洋研究開発機構は、「白鳳丸」等の調査船を用いて、福島県及び茨城県沖での海水及び海上の空气中ダストを採取し、放射能濃度を測定。</p> <p>5月6日、文部科学省は、水産庁とともに「海域モニタリングの広域化について」を発表。</p> <p>文部科学省は、上記の測定結果をとりまとめ次第、公表。</p> <p>4月12日から、文部科学省は、(独)海洋研究開発機構が開発した方法により、海域モニタリングデータを活用した海洋における放射性物質の拡散・希釈シミュレーション結果を公表。</p> <p>6月24日、(独)日本原子力研究開発機構は、同機構が開発した方法により、海域モニタリングデータを活用した太平洋における年単位での放射性物質の拡散・希釈シミュレーション結果を公表。</p>	<p>放射性物質の分析機関のうち、精度高く、数多く分析できる機関が((独)日本原子力研究開発機構、(財)日本分析センター、電力事業者)に限られており、大量かつ迅速な分析が困難だった。</p>	<p>複合災害、放射性物質の大量放出等の緊急事態を想定した、詳細なモニタリング手法の確立や、緊急時に使用できる船舶の準備を含めたモニタリング体制の整備が必要。</p> <p>また、精度高く、数多く分析できる分析機関を増やすとともに、これまでより簡便に分析を行うことのできる新たな機器の開発が必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
7. 原子力災害への対応	(1) 環境放射線モニタリングの実施		
	環境放射線モニタリングをはじめとする各種モニタリングの実施		
	<p>【航空機モニタリング】</p> <p>3月25日「文部科学省航空機モニタリング行動計画」を発表。</p> <p>3月25日から4月21日まで、文部科学省は、(財)原子力安全技術センターに依頼して、(独)宇宙航空研究開発機構の航空機や気象観測用ヘリコプター、東京電力のヘリコプターを用いた簡易サーベイを実施し、東京電力福島第一原子力発電所上空における空間線量率を測定。</p> <p>3月26日から4月5日まで、文部科学省は、防衛省に依頼して東京電力福島第一及び第二原子力発電所から空中に放出される放射性物質の拡散状況を把握するため、防衛省の航空機を用いて空気中ダストを採取し、放射性物質の核種及び放射能濃度を高度別に測定。</p> <p>4月6日から、文部科学省は、米国エネルギー省に依頼して、東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内を中心に詳細サーベイを実施し、地表1mの高さの空間線量率、放射性セシウムの地表への沈着状況を確認。</p> <p>5月31日から、文部科学省は、防衛省等に依頼してヘリコプターを調達し、同発電所から80km圏内のほか、青森県から愛知県までの1都21県に範囲を拡大し、米国から無償で貸与を受けた測定器も活用した詳細サーベイを実施。</p> <p>文部科学省は、上記の測定結果の解析結果をとりまとめ次第、公表。</p>	<p>航空機モニタリングの具体的な実施体制が定まっておらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初、複合災害時にモニタリングに使用する航空機が決まっていなかった。 ・広範囲のモニタリングを迅速に実施するために必要な測定器及び測定体制が不十分だった。 ・明確な解析マニュアルがなく、得られた測定結果を精度よくマップ上に表記することが困難だった。 ・測定マニュアルがなかったため、最適な飛行速度や飛行高度、測定開始時期及び測定終了時期が明確ではなく、試行錯誤せざるを得なかった。 <p>なお、詳細サーベイにおいては、東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内が民間機の飛行禁止区域(民間ヘリコプターは60km圏内を飛行しないよう、民間会社間で取り決めを実施)に設定されたこと、当初、我が国に航空機モニタリング専用の測定器が1台しかなかったことから、米国に協力を求めざるを得なかった。</p>	<p>航空機モニタリングについては、複合災害、放射性物質の大量放出等の緊急事態を想定した、具体的な測定マニュアルの整備や緊急時に使用できるヘリコプターの準備を含め、迅速かつ正確に実施できるような体制の整備が必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
7. 原子力災害への対応	(1) 環境放射線モニタリングの実施		
	<p>横断的事項</p> <p>【モニタリング調整会議】 3月16日の官房長官(当時)の指示により、モニタリング結果は文部科学省がとりまとめ、評価は原子力安全委員会が実施、評価を踏まえた対策の決定は原子力災害対策本部が行うという役割分担が定められた。</p> <p>また、原発事故に係る放射線モニタリングを確実に計画的に実施することを目的として、関係省庁、自治体及び原子力事業者が行っている放射線モニタリングの一元的な調整等を行うため、文部科学省のとりまとめにより、モニタリング調整会議を開催(第1回:7月4日、第2回:8月2日)。</p> <p>モニタリング調整会議は、8月2日、関係省庁、自治体、事業者の役割分担を明確にした上で年内を中心に実施するモニタリングをまとめた総合モニタリング計画を決定。</p> <p>【情報発信】 文部科学省のホームページ上に「東日本大震災関連情報」の一部として放射線モニタリングに関する情報を掲載。その後、国外等への情報発信に資するよう、順次英語、中国語、韓国語に翻訳して掲載。</p> <p>その後、さらに分かりやすい情報提供のため、文部科学省のウェブサイト上に、関係省庁、自治体、原子力事業者等が提供している放射線モニタリング情報を集約したポータルサイトを整備。</p>	<p>事故前から政府内に原子力事故発生時のモニタリングの調整機能がなく、関係省庁それぞれがモニタリングを実施していた。事故後に文部科学省がモニタリングの総合調整機能を担うよう官邸より指示があったが、関係省庁との調整等に時間がかかった。</p> <p>放射線モニタリングに関する情報について、事故当初は関係府省、自治体等が個別に情報発信を行ったため、情報を一元的に把握しにくかった。</p>	<p>モニタリングの実施は、複数の省庁にわたって行われるため、あらかじめモニタリングの調整機能を担う省庁を明確にしておくことが必要。</p> <p>放射線モニタリングに関する情報については、複数の省庁が関わるため、あらかじめ情報発信の調整機能を担う省庁を明確にしておくことが必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
7. 原子力災害への対応	(1) 環境放射線モニタリングの実施		
	<p>横断的事項</p> <p>【放射線量等分布マップ】 文部科学省は、4月22日に原子力災害対策本部が決定した「環境モニタリング強化計画」に基づき、6月6日から、福島県を含む広域での土壌表層部試料の採取・分析や空間線量率の測定を、科学技術戦略推進費を活用し、農林水産省・(独)日本原子力研究開発機構・大学等と連携して実施。</p> <p>8月2日、文部科学省は、空間線量率及び積算線量の推計の分布を地図上に標記した「空間放射線量率分布マップ」を作成・公表。</p> <p>上記の測定結果に基づき、8月30日に放射性セシウム、9月21日にヨウ素131、9月30日にプルトニウム、ストロンチウムが地表面へ沈着した単位面積あたりの放射性物質の分布を地図上に標記した「土壌濃度マップ」を作成・公表。</p> <p>7月9日から、文部科学省は、内閣府原子力被災者生活支援チーム、現地対策本部、福島県等と連携して、緊急時避難準備区域における学校・通学路等の詳細なモニタリングを実施（「ふるさとへの帰還」に向けた緊急時避難区域に関する放射線モニタリングアクションプラン）。</p> <p>8月9日、8月16日、9月22日、上記の結果を地図上に標記した放射線分布マップを作成・公表（これらの結果は、原子力災害対策本部における緊急時避難準備区域の解除（9月30日）に向けた判断材料として活用）。</p>	<p>プルトニウムやストロンチウムなどの、核種について、精度の高い分析が可能な機関が少なく、かつ、現在の分析技術では1つの試料の分析に非常に時間がかかった。</p>	<p>核種及び核種の分析について、精度の高い分析が可能な機関を増やすとともに、これまでより簡便に分析を行うことのできる新たな機器の開発が必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
7. 原子力災害への対応	(1)環境放射線モニタリングの実施		
	<p>緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)</p> <p>SPEEDIは、原子力発電所などから大量の放射性物質が放出されたり、そのおそれがあるという緊急事態に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度および被ばく医療など環境への影響を、放出源情報、気象条件および地形データを基に迅速に予測するシステム。</p> <p>SPEEDIは、文部科学省、経済産業省、原子力安全委員会と関係道府県、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)及び(財)日本気象協会とが、(財)原子力安全技術センターに設置された中央情報処理計算機を中心にネットワークで結ばれ、計算の結果は、ネットワークを介して、関係省庁、関係道府県及びオフサイトセンターに迅速に提供され、防災対策を講じるための重要な情報として活用されることとなっていた。</p> <p>3月11日、文部科学省は、(財)原子力安全技術センターに緊急時モードへの移行を指示し、(財)原子力安全技術センターは、単位量(1ベクレル)を仮定した1時間毎の予測計算を開始。</p> <p>予測計算結果は、文部科学省が3月15日20:40~20:50にかけて実施したモニタリングカーによる東京電力福島第一原子力発電所及び第二発電所周辺の空間線量率の測定にあたって、優先的に測定する高線量区域を検討する上で活用。</p> <p>4月26日から、単位量(1ベクレル)を仮定した予測計算結果を公表。</p>	<p>緊急時対策支援システム(ERSS)による事故時の放出源情報が得られず、これに基づく放射能影響予測を行えなかった。そのような制約下では、一定の仮定を設けてSPEEDIにより放射性物質の拡散傾向等を推測し、政府原子力災害対策本部が避難行動の参考等として本来活用すべきだったが、試算結果は避難行動の参考等には活用されなかった。放出源情報の推定や推定結果を基にした積算線量の試算、モニタリング調査区域の設定の参考に用いられるなど様々な形で補完的に活用されたが、その活用の体制に課題を残した。</p> <p>事故発生当初、震災による専用回線不通のため、(財)原子力安全技術センターから政府原子力災害現地対策本部及び福島県災害対策本部へはFAX・メールにより送信を実施せざるを得ず、迅速なデータ送信ができなかったほか、官邸にSPEEDI端末がなく、情報共有に課題を残した。</p>	<p>様々な事態に対応してSPEEDIを効果的に活用する計画を立てることが必要。</p> <p>SPEEDIの計算結果の関係機関間での共有について改善することが必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
7. 原子力災害への対応	(1) 環境放射線モニタリングの実施		
	緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム (SPEEDI)		
	<p>3月12日から16日まで、文部科学省は、内部検討のため放出源等に関し、様々な仮定をおいた上で試算。</p> <p>5月3日から、原子力安全委員会、文部科学省、原子力安全・保安院は、放出源等に関し様々な仮定をおいた上で試算した結果を公表。</p> <p>5月6日から、文部科学省は、(独)日本原子力研究開発機構において現在開発中であるWSPEEDI(世界版SPEEDI)を用い、放出源等に関し様々な仮定をおいた上で試算した結果を公表。</p> <p>3月23日、原子力安全委員会は、モニタリング情報から放出源情報を逆推定し、甲状腺被ばく線量を試算した結果を公表。</p>	<p>SPEEDIの様々な試算結果については、現在は公表しているが、当初段階では、試算結果が実際のデータに基づく予測と全く異なるものだったことから公表が行われず、公表の在り方に課題を残した。</p>	<p>放出源情報に基づく予測ができない制約下であっても、一定の仮定を設けて、SPEEDIにより放射性物質の拡散傾向を推測し、その試算結果を当初から公表することが必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>7. 原子力災害への対応</p>	<p>(2) 児童生徒等が学校において受ける線量低減等</p> <p>4月19日、文部科学省は、原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解を受け、年間1から20ミリシーベルトを学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的目安とし、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくことを適当とする「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」を、福島県教育委員会等に発出。</p> <p>4月21日及び22日、文部科学省は、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」に関する説明会を実施。</p> <p>5月8日、文部科学省は、学校における空間線量率の低減策を検討するため、校庭の土壌対策に関する実地調査を実施。</p> <p>5月11日、文部科学省は、その結果について原子力安全委員会へ報告するとともに、空間線量率低減策の参考となるように、「実地調査を踏まえた学校等の校庭・園庭における空間線量低減策について」を、福島県教育委員会等に発出。</p>	<p>保護者等から、4月19日に発出した「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」に関し、児童生徒等の被ばく限度として年間20ミリシーベルトを新たに定めたとの誤解を招いた。</p> <p>原子力災害対策支援本部のもとに文教班が参集できないなど、あらかじめ定められていた体制が整えられなかった。</p>	<p>「福島県内の校庭・校舎等の利用判断における暫定的考え方」について、「年間20ミリシーベルトまで放射線を受けてよい」ということを示したのではないことなどをQ & Aとして文部科学省ホームページに掲載したり、現地説明会を開催するなど様々な方法で説明に努めてきたが、引き続き正確かつ丁寧な説明に努めることが必要。</p> <p>災害状況に応じた体制をあらかじめ検討しておくことが必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>7. 原子力災害への対応</p>	<p>(2) 児童生徒等が学校において受ける線量低減等</p> <p>5月27日、文部科学省は、学校内において児童生徒等の受ける線量を低減させ、より安心して教育を受けられる環境を構築するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県内の全ての小中学校等に対し積算線量計を配布すること ・今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間1ミリシーベルト以下を目指すこと ・校庭等の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校において、土壌に関する線量低減策を講じる場合、設置者の希望に応じ、財政的支援を行うこと <p>を示した「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を、福島県教育委員会等に発出。</p> <p>5月31日から、文部科学省は、放射線防護と児童生徒の日常生活並びに心身の健康や発達等に関して様々な観点から検討・整理し、学校や家庭等に対して、科学的かつ総合的な情報を分かりやすく提供するため、専門家からのヒアリングを実施(計3回)。</p> <p>原発事故の具体的状況に照らして、国際放射線防護委員会の「合理的に達成できる限り被ばく量を低減する」という考え方や、安全基準の考え方、放射線問題の身体・精神に与える影響等を整理。</p> <p>8月26日、原子力災害対策本部は、「除染に関する緊急実施基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」をとりまとめ。</p> <p>同日、文部科学省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校において児童生徒等が受ける線量について原則年間1ミリシーベルト以下とするとともに、校庭・園庭の空間線量率については、これを達成するため、毎時1マイクロシーベルト未満を目安とすること ・局所的に線量の高い場所の把握と除染を進めることが重要であること <p>等を内容とする「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について」及び「学校の校舎・校庭等の線量低減について」を発出。</p>		

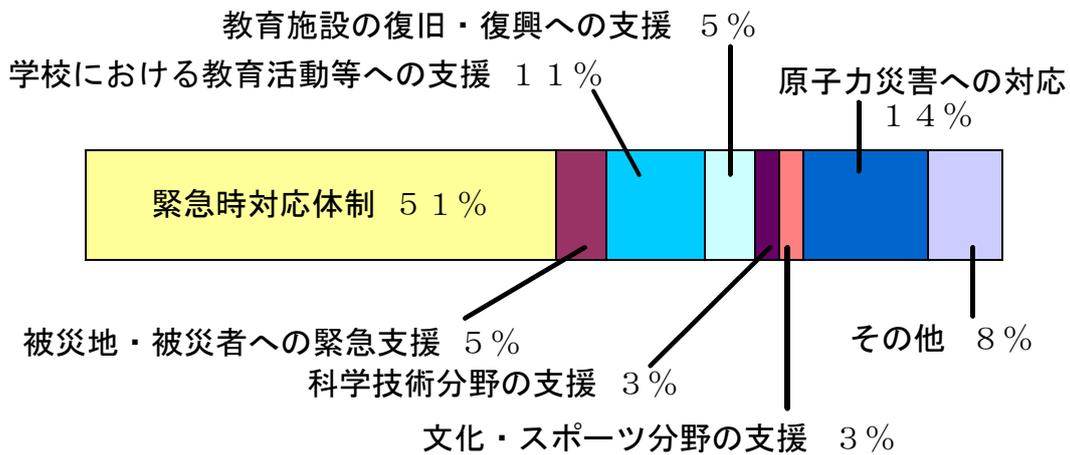
大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>7. 原子力災害への対応</p>	<p>(3) 緊急被ばく医療等</p> <p>【緊急被ばく医療の実施・協力】 3月14日、文部科学省は、経済産業省緊急時対応センターからの要請に基づき、国公立大学病院等に対し、放射線測定を行う医療関係者等の派遣を要請。 専門家を延べ3,159名派遣(平成23年10月3日現在)。</p> <p>3月17日、文部科学省は、福島県災害対策本部からの要請に基づき、(独)放射線医学総合研究所の医師を派遣するとともに、緊急搬送を行う体制を整備。</p> <p>3月18日から、(独)放射線医学総合研究所は、東京電力福島第一原子力発電所で被ばくした作業員等を受け入れ、精密な検査等を実施。</p> <p>【健康相談ホットラインの開設】 3月17日、文部科学省は、(独)日本原子力研究開発機構及び(独)放射線医学総合研究所から、放射線及び放射線影響の知見を有する相談員を配置し、健康相談ホットラインを開設。</p> <p>その後、大学や(財)原子力研究バックエンド推進センター、(財)日本科学技術振興財団、(財)放射線影響協会、(財)日本アイソトープ財団、(財)若狭湾エネルギー研究センター、(財)放射線利用振興協会からも相談員を確保。平成23年10月1日現在、42,610件の問い合わせに対応。</p> <p>【健康管理調査への協力・支援】 3月26日から30日まで、国の現地対策本部や福島県が、屋内待避地域における子どもの甲状腺被ばく調査について、(独)放射線医学総合研究所の協力を得て実施。</p> <p>5月27日から、福島県が実施する「県民健康管理調査」の検討会に文部科学省と(独)放射線医学総合研究所も参画。</p> <p>6月27日から、福島県からの依頼により、(独)放射線医学総合研究所が、内部被ばく線量評価の手法検討等のため、ホールボディカウンタ検査、尿バイオアッセイ検査等を実施(これらの検査の検討結果を踏まえ、福島県が県民健康管理調査を実施)。</p> <p>7月11日から、福島県からの依頼により、(独)日本原子力研究開発機構が、福島県民に対するホールボディカウンタ測定を実施。</p>	<p>当初、放射線や放射線防護の知見を持った十分な数の相談員を確保できなかった。</p>	<p>緊急時に備え、十分な数の相談員の確保できる体制をあらかじめ整備しておくことが必要。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
<p>7. 原子力災害への対応</p>	<p>(4)原子力損害賠償への対応</p> <p>【原子力損害の範囲の判定等に関する指針の作成】 4月11日、「原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令」を公布・施行、文部科学省に原子力損害賠償紛争審査会を設置。</p> <p>4月15日、第1回原子力損害賠償紛争審査会を開催。以降、関係各省、自治体、各種団体等からヒアリングを行いつつ、4月28日に第一次指針、5月31日に第二次指針、6月20日に第二次指針追補、8月5日に中間指針をとりまとめ。</p> <p>中間指針策定後、福島県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県において、県庁及び各種団体を対象に中間指針の内容説明会を実施。</p> <p>【和解の仲介】 原子力損害の賠償を円滑に進め、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介を実施するため、7月27日、「原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の一部を改正する政令」を公布・施行、8月29日、原子力損害賠償紛争解決センターを開所。</p> <p>9月1日、原子力損害賠償紛争解決センターにおいて、和解の仲介の申請受付等を開始。</p> <p>9月13日、郡山市に原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所を開設。</p> <p>【「平成二十三年度原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」への対応】 8月5日、「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」が公布、関係省庁連絡会議を開催(第1回:8月8日、第2回:8月24日)。</p> <p>施行令の閣議決定を経て、9月18日に法律施行、9月21日から支払い請求の受付を開始。</p> <p>10月21日、観光業の状況の最新データを踏まえ、原発事故で影響を受けた観光業に対する国による仮払いの算定方法の見直しを行い、省令を改正(仮払金の算定方法における原発事故以外の影響の控除率は、当初、阪神大震災後1年間の観光消費額の減少率を踏まえて定めていたが(20%)、控除率を引き下げ)。</p>	<p>原子力損害賠償紛争審査会では、原子力損害賠償の範囲の全体像等を示す中間指針をとりまとめたが、避難区域の見直し等の状況変化に伴い、今後も、必要に応じて指針で示すべき事項について検討していくことが課題。</p>	<p>指針で示すべきことについて、引き続き迅速な検討に努めることが必要。</p> <p>法務省をはじめとした関係機関や実務法曹と連携・協力したのは、和解の仲介を専門に行う委員の新設や人材の確保、事務局体制の拡充等を行う上で効果的。</p>

大項目	取組の概要	課題	教訓
7. 原子力災害への対応	(5) 科学的知見の活用		
	除染技術の提供		
	<p>(独)日本原子力研究開発機構において、関係省庁や自治体、大学・研究機関、民間企業等と連携・協力し、放射性物質による汚染を除去し、環境を修復するための効果的な除染技術の開発を実施。</p>	<p>これまで原子力施設内での除染技術に係る開発はなされてきているが、施設外の環境修復のための除染技術の開発は実施されてきていなかった。</p>	<p>福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、施設外の環境修復のための除染技術の開発もあらかじめ実施し、知見を蓄積していくことが必要。</p>
資機材の提供			
<p>(独)日本原子力研究開発機構において、福島原発事故対策統合本部、東京電力等と連携・協力しながら、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害ロボットや除染等に関する技術の情報提供 ・原子力災害ロボット等(放射線計測用ロボット・屋内ガレキ除去用ロボット・ロボットコントロール車)の緊急整備 ・放射線測定器等の資機材を関係自治体等に貸与 	<p>原子力災害ロボットの維持管理を含めて継続した運用体制がなかったことや、原子力災害ロボットを運用するうえでの周辺設備(発電機や耐放射線性監視カメラ)が不足していたため、原子力災害ロボットを東京電力福島第一原子力発電所へすみやかに投入できなかった。</p>	<p>○ 耐放射線性の周辺設備も含め、緊急時に活用できるような原子力災害ロボットの開発と運用体制の構築が必要。</p>	

第4章 職員から募集した意見のまとめ

- 10月4日より、文部科学省全職員を対象に「東日本大震災からの復旧・復興に関する取組」に関する意見募集を実施。
- 10月21日までに、91件の意見があった。
- 意見の項目別割合



◆主な内容

①緊急時対応体制

- ・ 大震災発生後、文部科学省非常災害対策本部や文部科学省原子力災害対策支援本部、文部科学省復旧・復興対策本部をはじめ、事務レベルも含めて様々な会議が立ち上がったが、それぞれの役割・権限がわかりにくかった。また、事務的などりまとめ部署も教育と科学技術で分かれ、省内全体の対応をとりまとめる役割を担う部署がどこか分からない状況にあった。危機管理、緊急時の対応については、できるだけシンプルな組織体制を構築する必要があるのではないか。
- ・ 非常災害対策本部等がどのような機能を持ち、何をしてくれるのか、立ち上がったかどうかなど、自治体レベルには、情報がなかった。
- ・ 文部科学省原子力災害対策支援本部は、事前に構成員が定められ、構成員を対象とした研修が実施されていたにも関わらず、実際には事前に定められていたメンバーと全く別のメンバー（研修も受けていない）が集められている。構成員を実態に合わせて改めるべき。
- ・ 文部科学省原子力災害対策支援本部においては、元々原子力安全業務に携わっていた者はモニタリングのヘリの手配等実務の調整に追われ、その他ほとんどの要員が三役・議員対応や各種会議の対応、官邸・他省庁との調整業務に追われており、国民一般に対する情報提供の体制が当初必ずしも充分ではなかった。

- ・ 道路や交通網の寸断やマヒによって、防災担当職員が文部科学省原子力災害対策支援本部の非常災害対策センター（EOC）へ参集することが困難なときに、文部科学省原子力災害対策支援本部の立ち上げや本部機能の確保をどうするか考えておくべき。
- ・ 震災対応は省内全体で行うという意識が欠如しているように思われた。
- ・ 外部からの信頼確保という点でも、非震災対応職員についても、できる限り文部科学省が行っている震災対応に関する情報共有はしておくべき。
- ・ 地方公共団体との連絡調整に関しては、連絡窓口が不明確で、簡単な確認・連絡を行うのにも苦勞した。平常時から非常事態が起こった際の国・地方公共団体双方の窓口を明確化して、共有しておくべき。
- ・ 政務三役含め各省幹部の視察が多く、そのための対応（行程の作成や調整、自治体幹部の随行、要望書の作成など）が文部科学省と地方双方の負担となっていた可能性がある。また、文部科学省幹部不在の時間が多くなるため、迅速な意志決定に支障があったのではないかと。
- ・ 現地連絡室・本部において情報収集と情報伝達が満足にできる体制になっていなかった。現地への派遣者の役割、バックアップ（活動車両など物的、資金的手当）をより明確にすべき。
- ・ 行政機関が所有している教育施設については、被害状況を確認できたが、そうではない教育施設については、被害状況の確認が難しかった。行政機関が所管していない教育施設への対応についてもあらかじめ決めておくことが必要。
- ・ 委託事業について、委託先で人的被害、物的被害が出ていた際、どのような対応をするのかまでは検討をしていなかった。委託先における物的被害について、損害を委託金で補填できるのか否かなど、会計処理に関する検討をしておくことが必要。人的被害については、委託先における体制の変更等、何か対応が取れるのか併せて検討しておくことが必要。
- ・ 災害当日における十分な量の食糧・防寒具の備蓄、迅速な供給が必要。
- ・ 大規模震災が発生したときは、交通機関も麻痺し、至る所で混乱が生じているため、それらに巻き込まれないためにも、「無理に帰さない、帰らない」という意識を徹底することが必要。
- ・ 災害当日は省内職員の安否への対応ばかりに意識が傾いてしまっていたが、優先事項の中に、当省が招いた審議会の委員等の安否への対応を入れておくべき。

②被災地・被災者への緊急支援

- ・ 震災対応にあたっている部局ほど、現地にボランティアに行く機会があるべきだった。
- ・ 「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」については、いつまで運営を行うのか、何をもって運営終了の目処とするのかが明らかでなかった。気がつくとも6月頃まで続いており、上記サイトを担当していた各課の職員の負担感を増加させていたと考える。

③学校における教育活動等への支援

- ・ 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の名称や、就学支援に関する各種通知の記述において、「幼児」、「幼稚園」が含まれるか否かがはっきりせず、関係者から不満が出された。
- ・ 法律に基づく医師の派遣要請に比べて、スクールカウンセラー、養護教諭等の派遣要請については、ラインが全然統一されていなかった。スクールカウンセラーや養護教諭の派遣について、調整するのはどの部署なのか、動員要請・割当てについてしっかりとした連絡ルートや調整窓口について整理すべき。
- ・ 補正予算の姿が見えてきて以降は、スクールカウンセラーの緊急配置等の文部科学省の対応もあり、文部科学省への県教育委員会等からの信頼感が高まった状況も見られた。

④教育施設の復旧・復興への支援

- ・ 地域が自主的に自己の地域の防災について考えることができるように促すことが第一であり、その上で、国として打ち出せる学校施設の防災機能は何かということを考えるべき。
- ・ 部長、課長や職員が、被災地に複数回出向き、協議、相談などを行い、私立幼稚園関係団体や関係議員から迅速な対応として高く評価いただいた。

⑤科学技術分野の支援

- ・ 震災により研究活動に支障が生じ、科学研究費補助金の年度の繰越のニーズが高まったため、3月16日より、繰越申請理由を「地震」として一括処理するなど手続きを簡素化した上で追加で繰越申請が受け付けられ、また、3月18日より、震災発生前に地震以外を理由として繰越申請を既に行った研究課題についても重ねて繰越申請が受け付けられた。関係省庁との調整により、震災発生後から手続きに数日間を要したことや追加分の繰越申請の締切りが3月24日までの短期間となったことから、大学等の事務負担の軽減を図るため、よりすみやかな対応が望ましかった。

⑥文化・スポーツ分野の支援

- ・ 国指定文化財のGISデータと、地区毎の最大震度、津波の状況などを地図に落とし込み、文化庁文化財部内で公開したことにより、文化財の被害状況、被害調査などが視覚的観点から把握でき、部内での情報の共有化や対応の迅速化に効果があった。

⑦原子力災害への対応

- ・ 原子力災害に限らず、自治体や学校に依頼して何かしらのモニタリングを行う必要が生じた場合は、その計測方法についても国が早急に指示すべき。
- ・ 関係機関は、事故時の放出源情報が確実に得られるよう計測設備を強化するとともに、放出源情報が十分得られない場合にあっても、全国の原子力発電所に係るオフサイトセンターの場所の変更や現地対策本部の電源機能強化などの検討が行われ、様々な事態に対応して自治体がSPEEDIを効果的に活用できる計画があらかじめ立てられることが重要と考える。
- ・ 国際放射線防護委員会が示している「緊急時被ばく状況」と緊急事態後の「現存被ばく状況」に関し、緊急時被ばく状況での学校再開はあり得ないとの認識が関係者間で十分共有されていなかった可能性がある。対外説明にあたって誤解を与えぬよう注意が必要。
- ・ 現地で活動している職員に対する食、住、ケアに関し、もっとしっかりとしたバックアップが必要。

⑧その他

- ・ 震災に関する初等中等教育分野の初動をとるに当たって、阪神淡路大震災時の対応をまとめた記録集は非常に参考になった。今回の震災についても同様のものをとりまとめ、製本し、各局1冊ずつ保管しておくことはいつ起こるとも分からない大規模災害への備えとして非常に有意義であると考え。
- ・ 海外からの支援が寄せられることも想定して窓口を早期に設置すると、効率のよい対応ができるのではないかと。
- ・ 現場に出ている職員安否の確認とともにIAEA(国際原子力機関)査察官の安否確認も行ったため、後日IAEAより感謝された。

東日本大震災からの復旧・復興に関する取組の中間的検証について

平成23年10月4日

1. 目的

東日本大震災から半年が経過した時点で、震災からの復旧・復興に関するこれまでの文部科学省の取組の中間的検証を行い、課題を整理するとともに、教訓等を記録として残し、今後の危機管理等の取組に活用することを目的とする。

2. 検証の進め方

これまでの文部科学省の取組を整理した上、各取組毎に各対応部局で自己検証を行うとともに、省内全職員から意見募集を行う。

< 各取組に係る主な検証事項 >

- ・ 取組の内容
- ・ 取組開始以降に生じた課題
- ・ 今後の取組に参考とすべき教訓 等

3. 体制

- ・ 省内に、城井政務官を座長とする検証チームを設置する。

< メンバー >

城井政務官
総括審議官
大臣官房政策課長
大臣官房主任行政改革官
大臣官房政策課評価室長

- ・ 省内のとりまとめ事務及び検証チームの庶務は、大臣官房政策課で行う。

4. スケジュール

できるだけ早い時期に中間とりまとめを行う。その後も必要に応じ追加的な検証を行い、最終的な検証は、復旧・復興に一定の目処が立った段階で改めて行う。

なお、これらの検証の後、まとまった段階で公表する。